

みやしろ健康福祉プラン

障がい者基本計画
障がい福祉計画
障がい児福祉計画
(素案)

2018（平成30）年3月
宮代町

は　じ　め　に

目 次

第1章 総 論

1. 計画策定の目的.....	1
(1) 計画策定の趣旨.....	1
(2) 計画の位置づけ.....	2
2. 計画の基本理念.....	3
(1) 基本理念	3
(2) 計画推進にあたっての基本的視点.....	4
(3) 計画推進にあたっての基本的な方針	5
(4) 計画推進にあたっての実行理念	6
3. 計画の概要	8
(1) 計画の特徴	8
(2) 計画の期間	9
(3) 計画の策定体制と方法	9
(4) 計画の進行管理.....	9
4. 障がい者等の状況	10
(1) 人口・世帯の状況.....	10
(2) 障がい者の状況.....	11
(3) 計画策定の課題.....	17
(3)－1 地域福祉の推進体制.....	17
(3)－2 サービス提供体制	19
(3)－3 福祉サービス	20
(3)－4 保健・医療サービス	22
(3)－5 教育（保育）・生涯学習	22
(3)－6 生活基盤	23
(3)－7 生活環境.....	25
1. 基本構想.....	28
(1) 計画の体系	28
(2) 重点的に取り組む事業	30
2. 施策の展開	35
(1) 地域福祉の推進体制	35
1－1 福祉の意識を育てる	36
1－2 協働のしくみをつくる	44
(2) サービス提供体制	51

2－1	最適なサービスを提供するしくみを整備する	52
2－2	社会資源を有効に活用する	60
(3)	福祉サービス	64
3－1	在宅での生活を支える	65
3－2	ケアと暮らしの場を提供する	81
3－3	制度の円滑な運営を図る	86
(4)	保健・医療サービス	89
4－1	障がいの発生予防・早期発見	90
4－2	療育体制を確立する	95
(5)	教育(保育)・生涯学習	100
5－1	ともに育ちともに学ぶ機会を充実する	101
5－2	生涯を通じた学習等の活動を支援する	111
(6)	生活基盤	115
6－1	「はたらく」をひろげる	116
6－2	生活の安定を支援する	123
(7)	生活環境	126
7－1	誰もが安心して暮らせるまちをめざす	127
1.	目標値の設定と計画の体系	エラー! ブックマークが定義されていません。
(1)	障がい福祉計画の目標値の設定	エラー! ブックマークが定義されていません。
(2)	障がい児福祉計画の目標値の設定	エラー! ブックマークが定義されていません。
(3)	計画の体系	エラー! ブックマークが定義されていません。
2.	障がい福祉サービス	エラー! ブックマークが定義されていません。
(1)	障がい福祉サービスの現状と今後の見込み	エラー! ブックマークが定義されていません。
(2)	障がい福祉サービスの必要な見込量の確保の方策	エラー! ブックマークが定義されていません。
3.	障がい児福祉サービス	エラー! ブックマークが定義されていません。
(1)	障がい児福祉サービスの現状と今後の見込み	エラー! ブックマークが定義されていません。
(2)	障がい児福祉サービスの必要な見込量の確保の方策	エラー! ブックマークが定義されていません。
4.	地域生活支援事業	エラー! ブックマークが定義されていません。
(1)	必須事業	エラー! ブックマークが定義されていません。
(2)	任意事業	エラー! ブックマークが定義されていません。

第1章

総論

1. 計画策定の目的

(1) 計画策定の趣旨

宮代町では、平成24年に「みやしろ健康福祉プラン」として、「このまちで ともに生きる あなたしく 私らしく」を基本理念とした第4期障がい者基本計画、第3期障がい福祉計画を策定し、幅広く障がい者施策に取り組んできました。

この間、国においては、障がいのある方とない方の平等、障がいに基づくあらゆる差別の禁止などを約束するものとして、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」を定め、平成28年4月に施行されました。また、難病患者が対象として追加された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）」をはじめ、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援を盛り込んだ「発達障害者支援法」、「児童福祉法」の改正がなされました。

障がいのある方が希望する地域生活が実現できるように支援の充実が図られるとともに、高齢障がい者がサービスを円滑に利用できるための見直しや、障がい児支援のニーズの多様化に対応するための支援の拡充等、サービスの質の向上を図るための環境整備が進められています。

さらに、高齢者や、貧困家庭も含めた子育て支援等に関する各制度や施策が推進されている中、少子高齢化による人口減少、地域や隣近所の関係の希薄化などの身近な社会の空洞化が問題となっています。地域のあらゆる住民が支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

本町においては、平成24年3月策定の「第4期障がい者基本計画」（平成24年度～28年度）を見直し、事業を継続するものとして、「第5期障がい者基本計画」を策定します。また、障がいのある人が安心して暮らすために必要な障がい福祉サービスの必要量を見込むための「第5期障がい福祉計画」及び、**障害児通所支援、障害児相談支援の必要量を定めるための「第1期障がい児福祉計画」**を策定します。以上の3計画を一体的に策定し、障がい者・障がい児が地域で安心して、おもいやりの心を育ちあいながら、その人らしく生きていけるまちづくりの実現を目指します。

(2) 計画の位置づけ

本計画で策定する3つの計画は、それぞれ次の法律により策定することとされている法定計画です。

① 第5期障がい者基本計画（障害者基本法第11条）

障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」であり、本町の障がい者施策全般にわたる推進の方向性と具体的な方策を示すものです。

障害者基本法

（障害者基本計画等）

第11条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

② 第5期障がい福祉計画（障害者総合支援法第88条）

障害福祉サービスの提供体制の確保やその他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として規定されており、今後必要とされる福祉サービス量を計画的に整備するためのものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

③ 第1期障がい児福祉計画（児童福祉法第33条の20）

児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、本町の障がい児のサービス提供体制の整備等を計画的に構築するためのものです。

児童福祉法

（市町村障害児福祉計画）

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2. 計画の基本理念

(1) 基本理念

このまちで ともに生きる あなたたらしく 私らしく

本町では、「ともに ふれあい 生きる やさしさとおもいやりのみえるまち」を福祉社会の将来像として、障がい者福祉、高齢者福祉や介護保険事業等の関連する福祉施策の連携を強化しながら、福祉のまちづくりを進めてきました。障がい者基本計画においては、基本理念（将来像）を「このまちで ともに生きる あなたたらしく 私らしく」と掲げ、障がいのある人が住みよいまちづくりを進めてきました。障がいのある人が、障がいがあることにより選択肢が狭まるこことなく、自分の生き方を自ら選択し、「自分らしく」過ごせることは障がい者福祉にとって普遍的な目標といえます。

国においては、障害者基本計画の指針として、全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに作り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を盛り込んでいます。障がい福祉分野についても地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組み作りを進める方向性となっています。

国の施策や従前までの取組を踏まえ、本町ではこれまで通り、基本理念を「このまちで ともに生きる あなたたらしく私らしく」とし、その実現に向けた基本方針や施策体系の考え方を継続して実施します。このまちに住むすべての人がともに、“その人らしい生き方”を実現し、地域の中の暮らしをとおして、“互いに支えあいながら心を育んでいく”、また地域住民が主体性を持ったまちづくりを進めていきます。

【「地域共生社会」の実現に向けて】

「地域共生社会」とは

- ◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて、『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

(2) 計画推進にあたっての基本的視点

本計画は、次の3つの視点を大切にしながら、一人ひとりの「心とこころ」をつなげていきます。

①安心して暮らせるまち

地域の暮らしに必要な“支え”をみんなでつくりながら、「安心して暮らせる」まちをめざします。

②心を育ちあうまち

地域の暮らしの中で、出会い、ふれ合い、かかわりあいながら、ともに「おもいやりの心を育ちあう」まちをめざします。

③いごこち(居心地)のいいまち

このまちに暮らすことで、「その人らしく輝いていける」まちをめざします。



(3) 計画推進にあたっての基本的な方針

本計画がめざす「このまちで ともに生きる あなたしく 私らしく」を実現するための施策の基本方針は次のとおりとします。

① 「そうだん」をつなげる

身近なところで、一人ひとりの生き方を受け止め「すむ」「くらす」「まなぶ」「はたらく」へつなげていく相談体制を構築します。

② 「すむ」をつづける

住み慣れた地域でそれぞれの「すむ」を続けていけるよう、居住機能を中心とした施設の町内誘致や、自立支援、地域移行支援を進めています。

③ 「くらす」をささえる

さまざまな主体による支援の重層的な取り組みを図り、誰もが暮らしやすい地域づくりを進めています。

④ 「ともにまなぶ」をすすめる

この地域で障がいのあるなしにかかわらず、ともに育ち、ともに学ぶことを大切にしています。

⑤ 「はたらく」をひろげる

それぞれの特性や能力に応じた働き方を地域に広げていけるよう、関係機関一体となって取り組みます。

(4) 計画推進にあたっての実行理念

①計画推進のための行動指針

「障がいのある人が、地域の中であたりまえに暮らしている」社会の実現をめざし、その目標達成のための行動指針を次のとおり掲げます。

自 助：自分ができることを実現していきます。

共 助：お互いに理解し、支えあい、協働していきます。

公 助：地域社会に必要な施策を総合的に実施していきます。

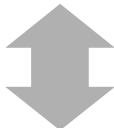
②計画推進のための住民や地域団体等に期待する取り組み

「障がいのある人が、地域の中であたりまえに暮らしている」社会を実現していくためには、自助、互助、共助、公助の行動指針のもと、地域の中のすべての人がそれぞれの役割と責任を認識し、多様な主体が「我が事」として参画、「丸ごと」つながることで、それぞれの力を発揮しながら結びつき、ともに支えあう地域を創りあげていく必要があります。

このため、第2章の宮代町障がい者基本計画（第5期）において、住民や地域団体等に期待する協働の取り組みを施策の柱ごとに提示します

福祉社会の将来像

ともに ふれあい 生きる やさしさとおもいやりのみえるまち



障がい者福祉施策の基本理念とめざす目標

このまちで ともに生きる あなたらしく 私らしく

安心して
暮らせるまち

心を育ちあうまち

居心地のいいまち

計画推進にあたっての基本的な方向

重点的に取り組むべき事項

「そうだん」
をつなげる

「すむ」
をつづける

「くらす」
をささえる

「ともにまなぶ」
をすすめる

「はたらく」
をひろげる

実行理念



障がい者福祉施策推進の
“原動力”

3. 計画の概要

(1) 計画の特徴

① 地域社会全体で障がいのある人を支える活動に取り組むための計画

本計画は、町の保健福祉行政指針としての役割はもとより、行政と住民が協力して、支援の必要な障がいのある人を支えるとともに、障がいのある人自らが地域において自立した生活を営み、積極的に社会参加するための指針としての役割をもっています。

また、障がいのある人をはじめとした住民、関係団体、社会福祉事業者等については、共通の理念に基づいてそれぞれが主体的に活動を発展させていくことを期待するものです。

② 目標達成度による評価（重点的な事業の設定）

計画の実行性を高め、効果的な事業を推進する観点から、実施事業の有効性を評価しながら、次の事業展開を図るための進行管理を行います。

特に、重点的に取り組む事業においては、年度ごとに取り組み方針と取り組み時期を設定しました。

③ 地域福祉の推進を展望した計画

本計画は、地域における福祉増進のための総合的な共通基盤となる「地域福祉計画」との整合を図った計画です。

(2) 計画の期間

障がい者基本計画は、平成30年度を初年度とする6か年の計画として、平成35年度までを計画期間とします。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、平成30年度から平成32年度までを計画期間とします。

平成	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
西暦	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
障がい者 基本計画	第4期						第5期					
障がい 福祉計画	第4期				第5期							
障がい児 福祉計画	第1期											

(3) 計画の策定体制と方法

① みやしろ健康福祉事業運営委員会

障がいのある人をはじめ、広く住民のニーズや民間事業所、関係機関の実情等を本計画に的確に反映させ、計画策定の過程を開かれたものとするために公募による住民の代表者や幅広い関係機関が参画する「みやしろ健康福祉事業運営委員会」において計画内容の協議を行いました。

② みやしろ健康福祉プラン策定委員会

庁内においては、各課の施策の連携を図るため、みやしろ健康福祉プラン策定委員会にて検討しました。

③ アンケート調査及びヒアリング調査

障がいのある人をめぐる現状・問題点やニーズ等を的確に把握し、具体的な施策の検討を行うため、障がいのある人やその介助者に対するアンケート調査、関係団体等に対するヒアリング調査を実施しました。さらに、幅広く住民の方の意見を取り入れた住民総意の計画となるよう、パブリックコメントを実施しました。

(4) 計画の進行管理

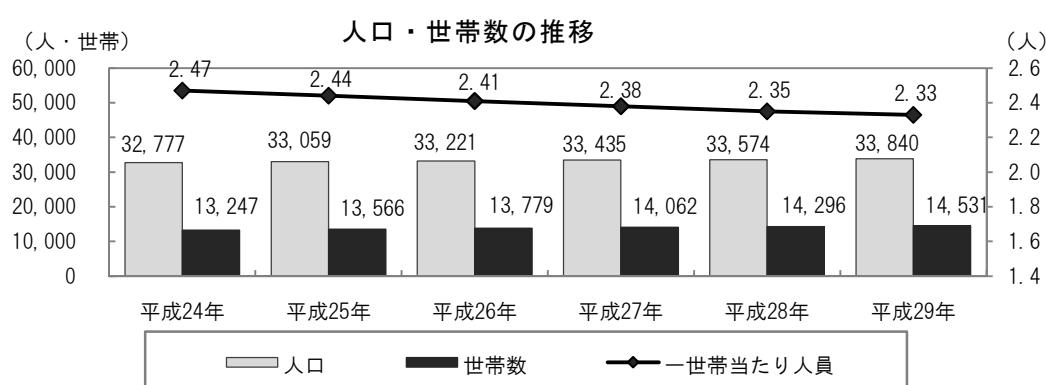
計画の進行にあたっては、「みやしろ健康福祉事業運営委員会」と協働し、重点事業を中心に施策・事業の進捗実施状況の点検・評価を行い、計画の適切な進行管理を行うとともに、その結果を今後の計画推進に反映していきます。

4. 障がい者等の状況

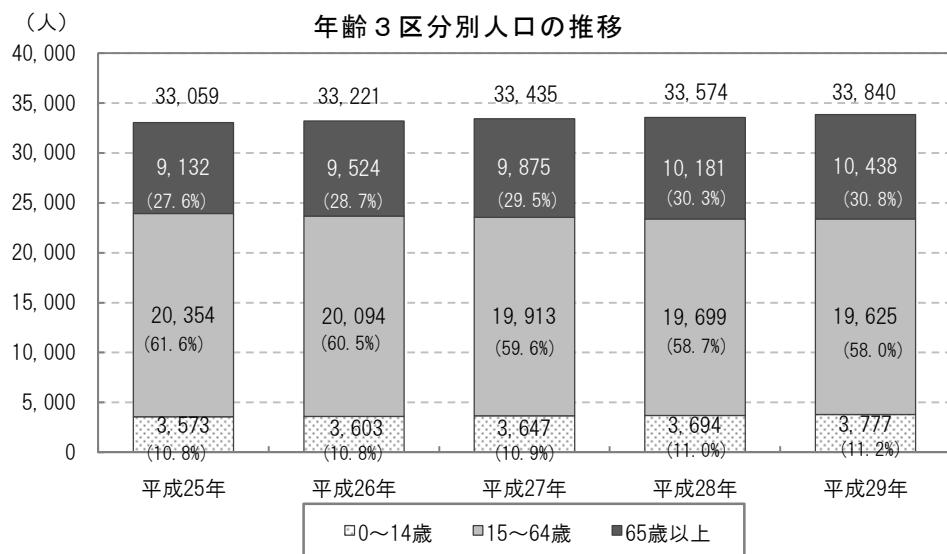
(1) 人口・世帯の状況

本町の人口は、ここ数年ゆるやかに増加を続け、平成29年には33,840人となっており、平成24年と比べると1,063人の増加となっています。世帯数も増加を続けている一方、一世帯当たり人員は減少を続けており、単身世帯の増加が推測されます。

年齢3区分別人口推移をみると、65歳以上の人団は増加が続いている一方、平成29年の総人口に占める割合は30.8%となっています。



資料：統計みやしろ（各年4月1日現在）



資料：統計みやしろ（各年4月1日現在）

(2) 障がい者の状況

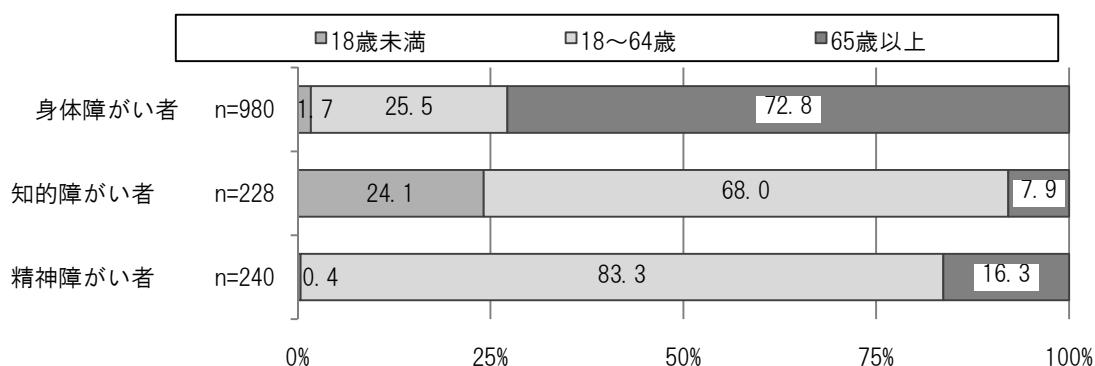
①手帳所持者の状況

年齢別障がい者数

区分	総数		18歳未満		18~64歳		65歳以上	
	人	%	人	%	人	%	人	%
身体障がい者	980	100.0	17	1.7	250	25.5	713	72.8
知的障がい者	228	100.0	55	24.1	155	68.0	18	7.9
精神障がい者	240	100.0	1	0.4	200	83.3	39	16.3

資料：宮代町福祉課統計（平成29年3月31日現在）

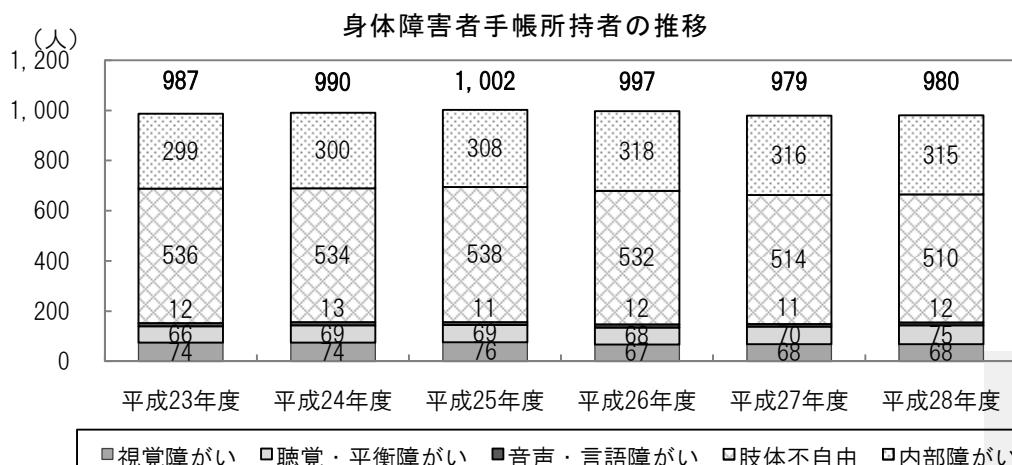
障がい別年齢3区分構成比



②身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数は、平成23年度から平成28年度まで980～1,000人で推移しており、平成28年度では980人となっています。内訳をみると、「肢体不自由」は平成23年度から減少傾向にあり、平成23年度から平成28年度で26人の減少となっています。

また、等級別に推移をみると、ほとんどの等級で23年度から28年度で減少していますが、4級では20人の増加となっています。

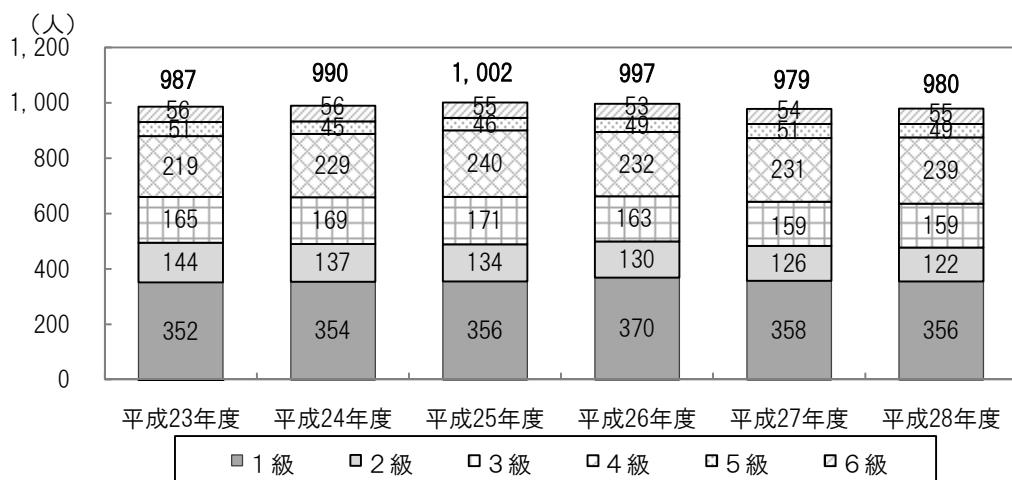


(単位：人)

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	増減 (H23→28)
視覚障がい	74	74	76	67	68	68	▼8.1%
聴覚・平衡障がい	66	69	69	68	70	75	13.6%
音声・言語障がい	12	13	11	12	11	12	0.0%
肢体不自由	536	534	538	532	514	510	▼4.9%
内部障がい	299	300	308	318	316	315	5.4%
合計	987	990	1,002	997	979	980	▼0.7%

資料：統計みやしろ、県リハビリテーションセンター社会福祉統計（各年度3月31日現在）

身体障害者手帳所持者の推移（等級別）



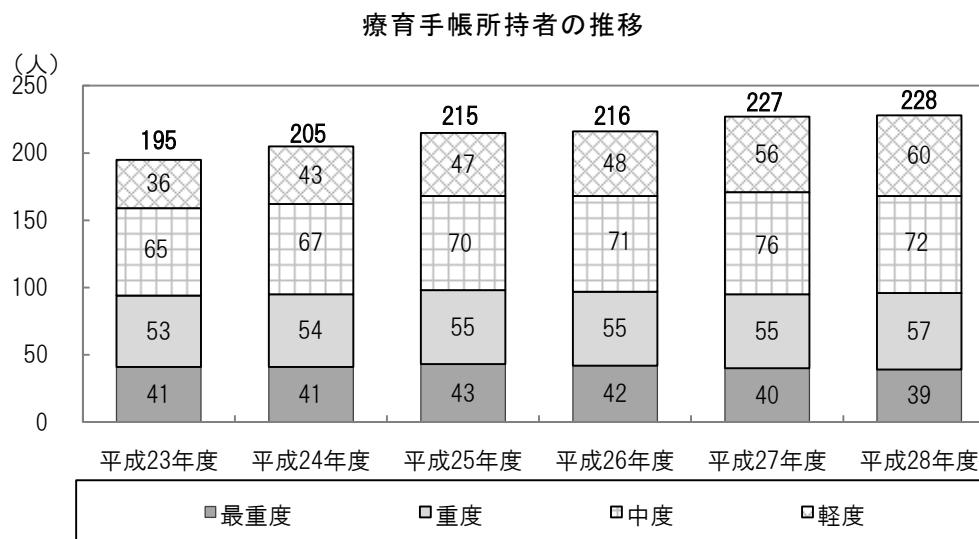
(単位：人)

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	増減 (H23→28)
1級	352	354	356	370	358	356	1.1%
2級	144	137	134	130	126	122	▼15.3%
3級	165	169	171	163	159	159	▼3.6%
4級	219	229	240	232	231	239	9.1%
5級	51	45	46	49	51	49	▼3.9%
6級	56	56	55	53	54	55	▼1.8%
合計	987	990	1,002	997	979	980	▼0.7%

資料：県リハビリテーションセンター社会福祉統計（各年度3月31日現在）

③療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は増加傾向にあり、平成23年度から平成28年度で33人の増加となっています。内訳をみると、「軽度」の人の増加が平成23年度から平成28年度で24人と大きくなっています。



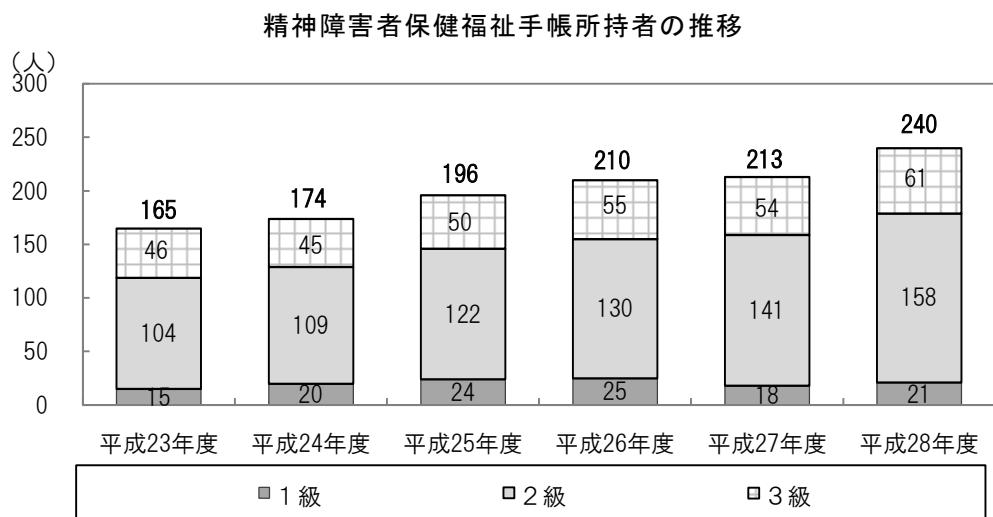
	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	(単位：人)
							増減 (H23→28)
最重度	41	41	43	42	40	39	▼4.9%
重度	53	54	55	55	55	57	7.5%
中度	65	67	70	71	76	72	10.8%
軽度	36	43	47	48	56	60	66.7%
合計	195	205	215	216	227	228	16.9%

資料：福祉課（各年3月31日現在）

④精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成23年度から増加傾向にあり、平成28年度では75人の増加となっています。

また、等級別にみると、「2級」で平成23年度から平成28年度で54人の増加となっています。



	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	(単位：人)
1級	15	20	24	25	18	21	40.0%
2級	104	109	122	130	141	158	51.9%
3級	46	45	50	55	54	61	32.6%
合計	165	174	196	210	213	240	45.5%

資料：福祉課（各年度3月31日現在）

⑤通院医療費公費負担利用者の状況

通院医療費公費負担利用者数は、全体では平成23年度から増加傾向にあり、平成28年度では111人の増加となっています。

疾病別にみると、平成28年度で「統合失調症、統合失調性型障がい及び妄想性障がい」と「気分障がい」がともに38.3%を占め、平成23年度から毎年増加しています。

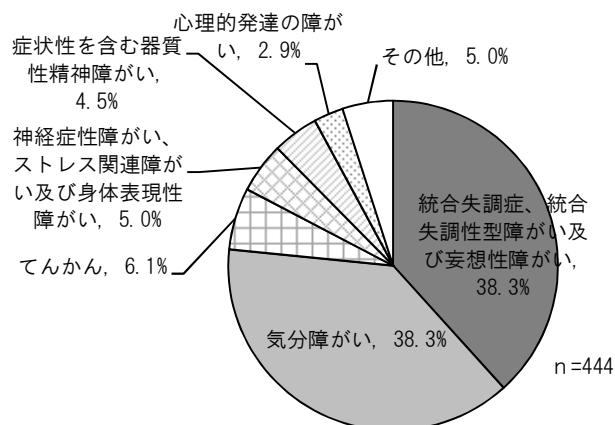
通院医療費公費負担利用の推移（疾病別）

(単位：人)

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	増減 (H23→28)
症状性を含む器質性精神障がい	18	19	16	22	19	20	11.1%
精神作用物質使用による精神及び行動の障がい	6	6	6	5	7	6	0.0%
統合失調症、統合失調性型障がい及び妄想性障がい	143	138	157	157	165	170	18.9%
気分障がい	115	125	131	144	152	170	47.8%
神経症性障がい、ストレス関連障がい及び身体表現性障がい	20	15	18	21	16	22	10.0%
生理的障がい及び身体的要因に関連した行動症候群	2	1	1	1	1	1	▼50.0%
成人の人格及び行動の障がい	1	2	3	1	2	2	100.0%
精神遅滞	5	6	6	5	4	3	▼40.0%
心理的発達の障がい	4	5	8	11	13	13	225.0%
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障がい及び特定不能の精神障がい	0	1	2	0	2	7	-
てんかん	17	15	17	19	21	27	58.8%
その他の精神障がい	0	0	0	0	0	0	0.0%
分類不能	2	4	5	5	4	3	50.0%
合計	333	337	370	391	406	444	33.3%

資料：福祉課（各年3月31日現在）

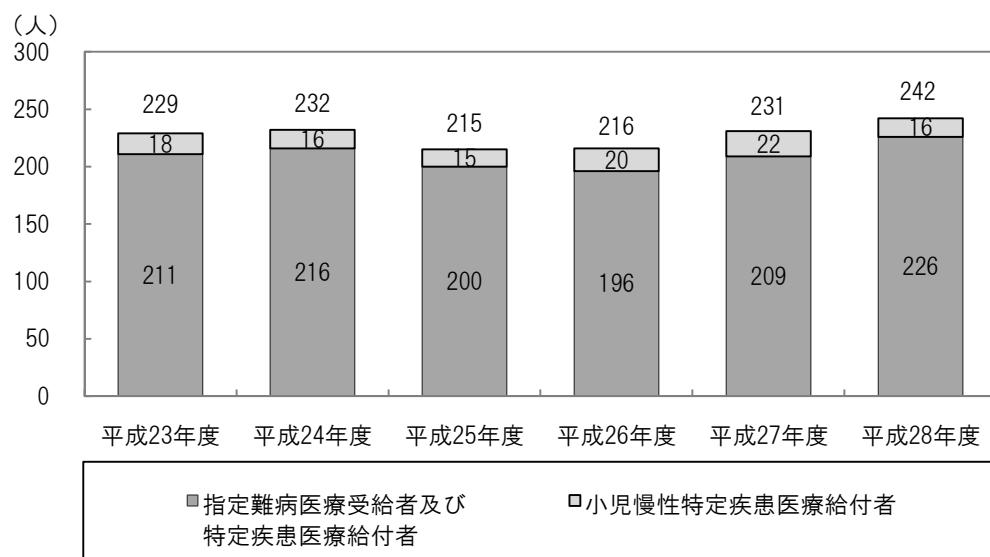
通院医療費公費負担件数の構成比（平成28年度）



⑥難病患者等の状況

難病患者数は、平成25年度から平成26年度にかけて減少しましたが、平成28年度では242人と平成23年度と比べ、13人の増加となっています。「指定難病医療受給者及び特定疾患医療給付者」は平成23年度から平成28年度で15人の増加となっています。

難病疾患医療給付等の推移



	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	(単位：人)
							増減 (H23→28)
指定難病医療受給者及び 特定疾患医療給付者	211	216	200	196	209	226	7.1%
小児慢性特定疾患医療給 付者	18	16	15	20	22	16	▼11.1%

資料：福祉課（各年3月31日現在）

(3) 計画策定の課題

本計画の策定にあたり、アンケート調査を平成29年1月に町内在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、指定難病医療受給者を対象に実施しました（配布数1,395件、回収数864件、回答率61.9%）。その調査結果をふまえ、計画策定にあたっての課題を次のとおり、施策の柱ごとに抽出しました。

(3)-1 地域福祉の推進体制

(3)-1-1 福祉の意識を育てる

- 主に知的、精神障がい者の隣近所の人とふれあう機会が少なく、若年層で交流度が低い傾向がみられます。地域でのイベントや交流事業を数多く開催し、若い世代を中心に多世代の障がい者が地域と接する機会を多く持つことが重要です。
- 障がいのために差別を受けた経験は知的、精神障がい者で高く、障がいに対する理解の促進が知的、精神障がい者を中心に求められています。学校教育を含めた多様な周知、啓発が必要です。

- ・隣近所とのつきあい状況では、「ほとんどつきあいはない」は知的障がいで27.4%、精神障がいで22.2%と他の障がいに比べてつきあいの程度が低い傾向が見られます。また、「普段から親しいつきあいをしている」は、年齢が高くなるほど、割合は高くなる傾向にあります。
- ・また、「地域の行事やイベント等の交流事業」への最近1年間での参加率は全体で2割弱と低く、特に高年齢層で低くなっています。
- ・障がいがあるために差別を受けた経験は、精神障がい者で「よくある」「時々ある」が合わせて3割強と、他の障がいに比べて高い傾向にあります。一方、「まったくない」は、身体障がい者で4割台、指定難病医療受給者で半数以上の回答となっています。
- ・障がいのある人への理解を深めるために必要だと思うことは、全体で「学校での福祉教育を充実させる」が28.6%で最も高く、次いで「障がいのある人もない人も、ともに参加するイベントを開催する」が23.4%となっています。上位2項目ともに知的障がいで割合は高くなっています。
- ・障がいのある人への支援で今後力を入れるべきだと思うことは、知的障がい、精神障がいで「広く町民への障がいに関する理解の促進」が約3割と他の障がいに比べ、高くなっています。

(3) - 1 - 2 協働のしくみをつくる

- 障がいのある人が地域とともに暮らしていくためには障がい者自身が積極的に参加する姿勢と、周囲の人の障がいに対する理解が必要です。
- それぞれの障がいに即した、きめ細かいボランティアの支援が求められています。
- 医療・保健・福祉・教育・就労等、関係機関の連携強化、特に医療分野との連携が求められています。
- 障がい者自身が障がいについての知識がない場合が多く、必要な人に的確な情報提供がなされる仕組みづくりが必要です。

- ・障がいのある人が地域の活動に積極的に参加するために必要と思うことは、「魅力的な行事やイベントの充実」が精神障がい者で 41.0%、知的障がい者で 38.7%となっています。身体障がい者は「障がいのある人自身の積極性」が 32.0%となっています。
- ・今後ボランティアに頼みたい支援内容については、精神障がい者は「話し相手」が 36.1%、知的障がい者は「外出時の付き添い」が 26.6%、身体障がい者では「家や庭の手入れ」が 17.3%とそれぞれ最も高くなっています。「特にない」は身体障がい者で 34.8%と高くなっています。
- ・障がいのある人への支援で今後力を入れるべきことでは、「的確な診断ができる専門医の確保」が全体で 44.0%と高く、特に精神障がい者では半数を超えていました。他に「診断後のわかりやすく具体的な指導やフォローアップの充実」、「障がいや病気の早期発見や初期段階での支援の充実」など医療系の支援が上位にあがっています。
- ・障がいを受け入れるまでの過程で苦しんだことでは、「症状に対してどのように対応していいかわからなかったこと」が最も高く、精神障がい者、指定難病医療受給者の割合が高くなっています。

(3) - 2 サービス提供体制

(3) - 2 - 1 最適なサービスを提供するしくみを整備する

- 障がいの種別により、相談する相手が固定化している傾向がみられるため、相談先となる機関等と連携し、相談体制を充実する必要があります。
- 相談窓口の対応する時間・場所・専門性・容易性等、障がい者個人に即したきめ細かな内容の充実が必要です。
- 障がいのある人が利用できるサービスやその利用方法等の詳細な情報の提供が必要です。

- ・福祉サービスや制度に関する情報の入手手段については、いずれの障がいも「行政窓口（町役場・保健センターなど）」が最も高くなっています。特に必要な情報は、「障がいのある人が利用できるサービスや制度とその内容」が、障がい者全体で 45.1%で、精神障がい者、知的障がい者、指定難病医療受給者で高くなっています。「利用料」や「手続き」に関する情報を求める割合はいずれも3割弱となっています。
- ・悩みや困ったことの相談先は、「同居の家族・親せき」が全体で 55.4%と半数以上となっています。また、知的障がい者では「福祉施設の職員」、精神障がい者では「医師・看護師・医療関係者」、「友人・知人」で他の障がい者と比べ、割合が高くなっています。
- ・相談をしやすくする上で必要だと思うことは、「いつでも相談に応じてくれる」が全体で 42.9%と高く、特に精神障がい者では約6割と高くなっています。精神障がい者では「信頼できる人に相談できる」、「ちょっとしたことでも相談に応じてくれる」でも半数を超えていました。
- ・各種事業、制度の周知が十分でないことがアンケートの自由記述からうかがえ、今後の課題となっています。

(3) – 3 福祉サービス

(3) – 3 – 1 在宅での生活を支える

○訪問系、日中活動系サービスともに利用率は低く、障がい者にとって「わかりやすい、利用しやすい」サービスしていくことが今後の課題となっています。

○今後の利用意向は「行動援護」が知的障がい者で、「就労移行支援」が精神障がい者で高くなっています。ニーズに応じたサービスの提供が必要です。

- ・現在利用されている訪問系サービスは、どのサービスも利用率は1割未満となっています。中でも「居宅介護」が全ての障がいで最も高く、今後の利用意向も身体障がい者で12.9%と高くなっています。他にも、利用意向では「行動援護」で知的障がい者が16.9%と高くなっています。
- ・訪問系サービスで改善してほしい点は、障がい者全体で「サービス利用の手続きをわかりやすく簡単にする」が18.9%と最も高く、次いで「利用したいサービスを受けやすくする」、「サービス利用料を安くする」がともに17.6%となっており、いずれも他の障がいと比べて、精神障がい者で高くなっています。
- ・日中活動系サービスの利用率は、障がい者全体で「生活介護」が7.1%、「自立訓練（機能訓練）」が5.9%となっています。「生活介護」は知的障がいで20.2%、「自立訓練（機能訓練）」は、身体障がい者で6.8%の利用率となっています。今後の利用意向は精神障がい者の「就労移行支援」で24.3%、知的障がい者の「短期入所（ショートステイ）」で14.5%と高くなっています。
- ・日中活動系サービスで改善してほしい点は、全体では「サービス利用の手続きをわかりやすく簡単にする」が17.1%と最も高く、次いで「サービス利用料を安くする」が16.7%となっており、いずれも精神障がい者で高くなっています。
- ・外出時の介助の必要性は、身体障がい者で6割以上、精神障がい者で7割以上が「ひとりで外出できる」と回答しています。知的障がい者は「ひとりで外出できる」と「家族が介助する」がいずれも44.6%となっています。
- ・外出できない理由は、「健康上や体力的に自信がない」が障がい者全体で最も高く、身体障がい者、精神障がい者、指定難病医療受給者で3割以上となっています。

(3)-3-2 ケアと暮らしの場を提供する（施設サービス・住まい）

- 今後の暮らしは、「町内」に住みたい人が74.0%、「今までと同じように暮らしたい」という人が73.1%となっています。障がい者が、住み慣れた地域で過ごせるように周囲の受け入れ態勢や意識の醸成が必要です。
- 特に精神障がい者を中心に、居住系サービスの利用意向がみられ、ニーズに対応できるよう、施設の整備やサービスの充実などの取組が必要です。

- ・現在の生活環境は、障がい者全体で「自宅」が8割以上を占めています。知的障がい者は「施設や病院に入所・入院している」が約2割と、他の障がい者に比べ、割合は高くなっています。自宅の種類では、「持ち家」が全体で9割弱となっています。精神障がい者は「民間アパート、借家」が22.1%で他の障がい者に比べて高くなっています。また「一人暮らし」の割合は、精神障がい者が13.9%、身体障がい者が11.8%となっています。
- ・今後住みたい場所は、全体で「町内」が74.0%と高く、特に身体障がい者では79.6%と約8割を占めています。
- ・今後の暮らし方は、全体で「今までと同じように暮らしたい」が73.1%と高く、特に身体障がい者、指定難病医療受給者で7割以上となっています。知的障がい者は、「一人暮らしをしたい」、「施設で暮らしたい」がともに9.7%と他の障がい者と比べ、高くなっています。
- ・居住系サービスの利用率は知的障がい者が「共同生活援助（グループホーム）」で5.6%、「施設入所支援」で16.1%と他の障がい者と比べ、高くなっています。今後の利用意向は、知的障がい者で高く、「共同生活援助（グループホーム）」で15.3%、「施設入所支援」で13.7%となっています。
- ・居住系サービスで改善してほしい点は、全体で「利用したいサービスを受けやすくする」、「サービス利用料を安くする」がともに14.9%と最も高く、次いで、「サービス利用の手続きをわかりやすく簡単にする」が14.7%となっています。いずれも精神障がい者で割合は高くなっています。

(3)－4 保健・医療サービス

(3)－4－1 地域医療体制を充実する、療育体制を確立する

- 医療の専門性と提供体制の充実とともに、診断後のフォローまで、一貫した支援体制が求められています。
- 障がいがあっても安心して受診できる体制の充実が必要です。

・障がいのある人への支援で今後力を入れるべきと思うことは、「的確な診断ができる専門医の確保」と「診断後のわかりやすく具体的な指導やフォローアップの充実」、「障がいや病気の早期発見や初期段階での支援の充実」といった医療に関する項目の回答が精神障がい者で高くなっています。

(3)－5 教育（保育）・生涯学習

(3)－5－1 ともに育ちともに学ぶ機会を充実する

- 就学や進路の相談体制の充実が求められており、就労移行への希望もみられます。教育機関と企業との連携強化が必要です。
- 障がいの状態に応じた適切な指導の充実が求められており、職員の専門性の向上が必要です。

・障がい者の通園・通学先は、「特別支援学校（盲学校・ろう学校含む）」「小・中学校（特別支援学級）」がほとんどとなっています。通園・通学先に望むことは、「能力や障がいの状態に応じた指導」が8割以上と高く、「就学・進路相談体制の充実」も約半数となっています。

(3)－5－2 生涯を通じた学習等の活動を支援する

- 「地域の行事やイベントなどの交流事業」を通して障がい者の活動の幅を広げます。

・地域活動の参加状況は、「地域の行事やイベントなどの交流事業」が全ての障がいで 15%前後となっています。また、「趣味等のサークル活動」では身体障がい者で 14.3%と他の障がいと比べ、参加率が高くなっています。また、参加意向は、精神障がい者は「趣味等のサークル活動」が 15.4%、知的障がい者は「スポーツやレクリエーション」が 13.2%となっています。

(3)－6 生活基盤

(3)－6－1 「はたらく」をひろげる

- 就労意向は高く、希望する職種と企業側の要望をつなげ、雇用に結び付けていくことが必要です。
- 雇用主をはじめ、職場において障がいへの理解を深め、障がい者に配慮した労働環境を整備する必要があります。
- 「職住接近」や「通勤手段の充実」の要望が高く、障がい者が働き続けるために移動手段や交通環境の見直しが課題となっています。
- 障がい者の仕事に対する不安や不満は多く、就労後の定着支援も必要です。

・現在通園・通学している方の今後の進路希望は、全体では「企業等での一般就労」が最も高く、次いで「一般就労に向けた訓練ができる施設への通所」、「障がいのある人の雇用が多い事業所での就労」、「職員など指導員の指導を受けながらの就労」の順となっています。

・今後の就労意向は、全体で 30.1%となっており、知的障がい者で 52.4%、精神障がい者で 54.9%と高くなっています。また、希望する就労先は、全体で「一般企業」が 40.0%となっています。知的障がい者では「就労継続支援 A 型」が 18.5%、「就労継続支援 B 型」が 27.7%となっています。希望する職種は、全体で「製造の仕事」が 25.8%と最も高く、次いで「事務の仕事」が 21.9%となっています。

- ・就労形態は、全体では「施設(授産施設・作業所など)で働いている」が30.2%と高く、知的障がい者では69.0%となっています。「企業などで正社員・正職員として働いている」は身体障がい者で22.3%となっています。就労に関する不満は、「収入が少ない」が全体で28.2%、「職場の人間関係が難しい」が15.8%となっています。「職場の人間関係が難しい」は精神障がい者で46.5%と高くなっています。
- ・働く上で必要な条件は、「職場が自宅から近い」が全体で38.1%と最も高く、特に精神障がい者では60.4%となっています。また、「障がいに対する職場の理解がある」は全体で32.3%、精神障がい者では60.4%となっています。

(3)-6-2 生活の安定を支援する

○精神障がい者は、年金や手当を受けていない割合が高くなっています。必要とする人に適正な就労支援と年金などの援助が行き渡るようにすることが必要です。

- ・主な収入は「本人の年金・手当・恩給」が全体で68.9%と最も高く、特に65歳以上の割合が高い身体障がい者では74.5%となっています。また、「本人の給料・賃金・工賃」は知的障がい者で30.6%と高くなっています。
- ・年金や手当の受給状況は、身体障がい者で84.8%が「年金を受けている」と回答しています。精神障がい者は、年金と手当の「どちらも受けていない」が33.3%となっています。
- ・現在の悩みごとは、全体では「健康のこと」が25.1%と最も高くなっています。精神障がい者は「仕事のこと」が38.9%、「人づきあいのこと」が36.8%、「障がいのこと」が35.4%と他の障がいと比べ、高くなっています。

(3)－7 生活環境

(3)－7－1 誰もが安心して暮らせるまちをめざす

- 災害時要援護者支援制度の利用率が低く、広報活動が課題となっています。
- 災害時に備えて、隣近所や担当の民生委員と連絡を取り合うことが必要です。また、近隣の住民が障がいに対する理解を深めることは、災害時においても障がいのある人にとって安心感を与えるため、障がいのある人を交えた防災訓練等を行う必要があります。
- 避難所における障がい者の居場所・医療体制についても検討する必要があります。

- ・外出に困る理由は、身体障がい者で「道路や歩道が通りにくい」が 14.5%、「建物や施設が、段差がある等利用しにくい」が 16.3%となっています。
- ・災害時要援護者支援制度の利用状況は、全体で 12.0%となっています。制度を利用しない理由は、「家族と同居しているので、利用する必要がない」が全体で 45.2%と最も高く、次いで「制度を知らなかった」が 41.8%となっています。
- ・災害時に心配なことは、精神障がい者は「避難所生活が難しい」が 43.1%、「薬の手配が難しい」が 50.7%と他の障がい者と比べ、高くなっています。知的障がい者は「ひとりで避難することができない」が 45.2%と他の障がい者と比べ、高くなっています。避難所での不安なことでも、精神障がい者は「いつも服用している薬が手配できるか」が 66.7%と他の障がい者と比べ、高くなっています。
- ・緊急の場合にすぐに消防署や警察に連絡することについて、「自分で通報できる」は身体障がい者で 59.8%、知的障がい者で 25.0%、精神障がい者で 64.6%となっています。

第2章

宮代町障がい者 基本計画

1. 基本構想

(1) 計画の体系

施策の柱	将来のイメージ（目標）
1 地域福祉の推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ①お互いの理解が深まり、誰もが地域でともに生きるということを自然な意識としてもっています。 ②一人ひとりが地域社会の一員としての役割を認識し、自らできることを実践しています。 ③住民、ボランティア団体、自治会、NPO、事業者、行政等が、役割を分担しながら協働で福祉社会を形成しています。
2 サービス提供体制	<ul style="list-style-type: none"> ①必要な情報がすぐに入手でき、適切なサービス利用や積極的な社会参加が進んでいます。 ②困ったことや、わからないことは、身近なところでいつも気軽に相談できます。 ③保健・医療・福祉の連携はもとより、府内、関係機関、広域等さまざまな連携に基づいた体制整備等により、利用者に最適なサービスが提供されています。
3 福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> ①住み慣れた地域で暮らし続けるために必要なサービスの選択が可能となり、誰もがいきいきと生活しています。 ②家族の介護の負担も少なくなり、不安が解消されています。 ③質の高い福祉サービスを安心して利用することができ、個々の状況に応じた生活機能の維持・向上が図られます。
4 保健・医療サービス	<ul style="list-style-type: none"> ①健康づくりを進める体制が充実し、健康への関心が高まっています。 ②疾病の早期発見、予防体制からリハビリテーションまでの保健・医療体制が充実しています。 ③障がいのある人も、十分な医療のバックアップのもとに安心して生活しています。 ④障がい児に対する継続的な地域療育体制が確立され、その保護者や家族への支援体制が充実しています。
5 教育(保育)・生涯学習	<ul style="list-style-type: none"> ①障がいのあるなしにかかわらず、誰もが地域の中で“とともに育ちともに学び”、地域につながりを広げています。 ②誰もが生涯学習活動、スポーツ・レクリエーション等に気軽に参加できるよう、そのためのサービスが充実しています。
6 生活基盤	<ul style="list-style-type: none"> ①就労の機会が増大され、それぞれの特性や能力に応じた働き方が地域に広がっています。 ②「はたらく」を続けるための生活支援が整備されています。
7 生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ①人にやさしい生活環境、都市基盤が整備され、社会参加が容易になっています。 ②誰にとっても、安全で安心して暮らせるまちとなっています。

政策	施策
1-1 福祉の意識を育てる	1-1-1 日常的にふれあい、ともに活動できる交流機会の充実 1-1-2 学校・地域における福祉学習の充実 1-1-3 多様な媒体を通じた福祉の意識づくり 1-1-4 人権尊重と権利擁護の推進
1-2 協働のしくみをつくる	1-2-1 支えあう活動の促進 1-2-2 障がい者による活動の支援 1-2-3 地域ネットワークの強化 1-2-4 住民参加による計画推進体制の充実
2-1 最適なサービスを提供するしくみを整備する	2-1-1 各種サービス等に関する知識の普及 2-1-2 相談しやすい体制整備とニーズの的確な把握 2-1-3 連携に基づくサービスの調整機能の強化
2-2 社会資源を有効に活用する	2-2-1 広域的な連携によるサービスの確保 2-2-2 人材の確保と資質の向上 2-2-3 地域拠点施設の有効活用
3-1 在宅での生活を支える	3-1-1 訪問系サービスの推進 3-1-2 日中活動系サービスの促進 3-1-3 日常生活及び家族介護の支援 3-1-4 移動・外出の支援 3-1-5 社会参加の支援
3-2 ケアと暮らしの場を提供する	3-2-1 居住系サービスの提供 3-2-2 安心して暮らせる住居の確保支援
3-3 制度の円滑な運営を図る	3-3-1 質の高いサービス提供体制の整備 3-3-2 サービスの適正な利用促進
4-1 障がいの発生予防・早期発見	4-1-1 生涯にわたる健康づくりの支援 4-1-2 精神保健活動の推進 4-1-3 医療給付費の充実
4-2 療育体制を確立する	4-2-1 障がいの早期発見 4-2-2 地域療育体制の充実
5-1 ともに育ちともに学ぶ機会を充実する	5-1-1 就学前児童の育成支援 5-1-2 一人ひとりに応じた就学指導・相談体制の整備 5-1-3 障がいに応じた就学支援体制とともに学ぶ環境の充実 5-1-4 発達障がい児支援の充実
5-2 生涯を通じた学習等の活動を支援する	5-2-1 人材バンクの活用 5-2-2 生涯学習・スポーツ活動の促進
6-1 「はたらく」をひろげる	6-1-1 「はたらく」を支援する 6-1-2 「はたらく」場を創出する 6-1-3 「はたらく」を続ける
6-2 生活の安定を支援する	6-2-1 適正な経済的支援
7-1 誰もが安心して暮らせるまちをめざす	7-1-1 ユニバーサルデザインに基づくまちづくり 7-1-2 移動しやすい公共交通手段の整備促進 7-1-3 減災と災害被害を予防できる環境づくり

(2) 重点的に取り組む事業

本計画においては、計画の基本理念の実現のために、施策の柱ごとに重点的に取り組む事業（重点事業）をまとめるとともに、計画期間の年度別行動計画を定めます。

重点事業については、計画の推進にあたり、基本的な視点及び基本的な方針及び前計画策定後の国の動向をふまえて設定しました。

また、本章では、それぞれの柱に基づく各事業の概要や今後の方針等を記載していますが、「今後の方針」欄における「新規・検討・充実・継続」の扱いについては、以下のとおりです。

区分	内容
新規	平成30年度以降新規に実施するもの、又は現在準備段階で平成30年度以降、本格的に事業が開始されるもの
検討	制度・事業の見直しについて、実施に向けて検討段階にあるもの
充実	制度・事業の改善や見直しを行い、今後拡充、充実を予定していて実施することが決まっているもの
継続	制度・事業の見直しの予定が現在なく、今後も継続していくもの

①地域福祉の推進体制

「障がい」及び「障がい者」に対する理解の促進を図り、誰もが互いに人格と個性を尊重し、ともに生き、支えあう地域をつくる

目標達成のための重点的な取り組み		取り組み時期					
事業・方策等	今後の方針	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
施策 1-1-2④ 福祉教育の推進	○継続	実施					
施策 1-1-4② 障がいを理由とする差別の解消の推進	○新規 ・障害者差別解消支援地域協議会の設置	検討		実施			
施策 1-2-3① 支援ネットワークのしくみづくり	○充実 ・精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築及び医療的ケア児支援のための保健、医療、福祉等の関係者による協議の場の設置。	実施					

②サービス提供体制

利用者の立場にたち、必要なときに必要な支援が、相談支援や地域社会資源をとおして提供される

目標達成のための重点的な取り組み		取り組み時期					
事業・方策等	今後の方針	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
施策 2-1-2① 相談の一元化	○充実 ・基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制を強化する。	実施					

③福祉サービス

地域であたりまえに暮らすために必要な支援を確保・提供する

目標達成のための重点的な取り組み		取り組み時期					
事業・方策等	今後の方針	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
施策3-2-1① 施設入所・グループホーム等の整備 誘導	○充実 ・空家、空室等を利用した事業の検討	検討					
							→
施策3-2-1① 地域生活支援拠点等整備	○新規 ・地域生活支援拠点等整備についての検討	検討					
							→
施策3-2-2① 障がい福祉サービスの確保	○継続	実施					
							→

④保健・医療サービス

地域で安心して暮らすための保健・医療サービスを確保する

目標達成のための重点的な取り組み		取り組み時期					
事業・方策等	今後の方針	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
施策4-1-1① 健康相談・栄養相談・訪問指導の実施	○継続	実施					
							→
施策4-1-2① 精神保健相談の推進	○継続	実施					
							→

⑤教育（保育）・生涯学習

ともに育ちともに学ぶを基本に、一人ひとりの特性や状況に応じた教育機会を提供する

目標達成のための重点的な取り組み		取り組み時期					
事業・方策等	今後の方針	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
施策5-1-2③ 就学支援委員会の運営（多様な教育機会の選択）	○継続	実施					
施策5-1-2⑥ 交流教育の推進	○継続	実施					
施策5-1-4② 発達障がい児等の教育支援体制の充実	○継続	実施					

⑥生活基盤

たくさんの「はたらく」が広がり、「はたらく」をとおして社会参加が実現されている

目標達成のための重点的な取り組み		取り組み時期					
事業・方策等	今後の方針	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
施策6-1-2② 障がい者の雇用の 場の創出	○継続	実施					

⑦生活環境

誰もが安心して暮らせる生活環境を確保する

目標達成のための重点的な取り組み		取り組み時期					
事業・方策等	今後の方針	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
施策7-1-3③ 災害時要援護者支 援体制の整備	○充実 ・福祉避難所の整 備	検討		実施			

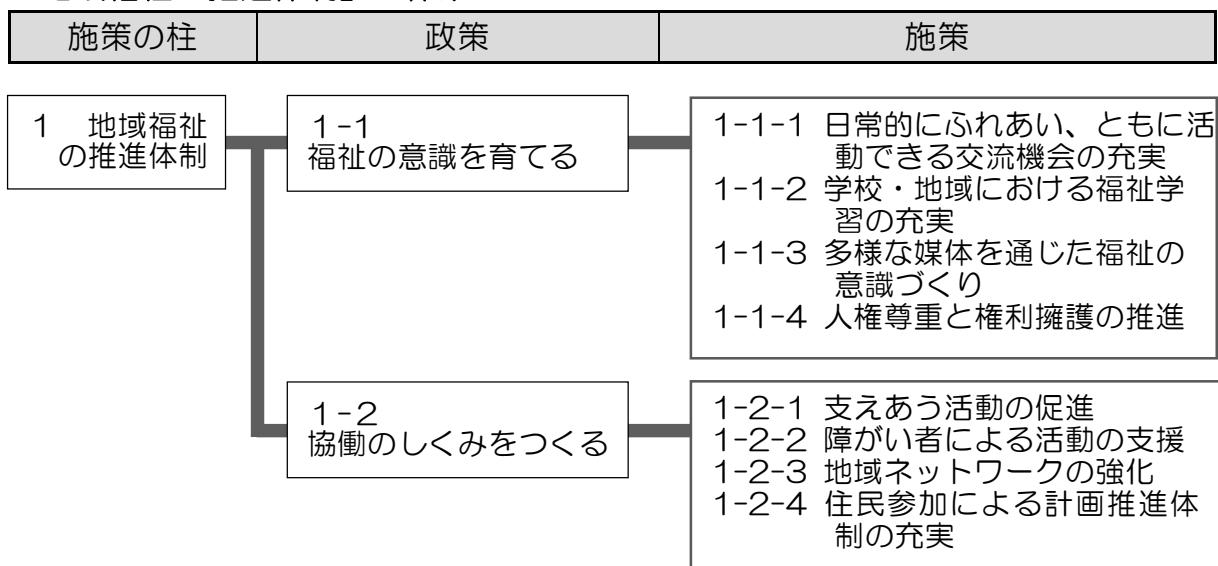
2. 施策の展開

(1) 地域福祉の推進体制

この施策でめざす将来のイメージ

- ①お互いの理解が深まり、誰もが地域でともに生きるということを自然な意識としてもらっています。
- ②一人ひとりが地域社会の一員としての役割を認識し、自らできることを実践しています。
- ③住民、ボランティア団体、自治会、NPO、事業者、行政等が、役割を分担しながら協働で福祉社会を形成しています。

「地域福祉の推進体制」の体系



1－1 福祉の意識を育てる

住民、地域団体等に期待する取組

福祉の意識を育てるために…

各種の福祉学習やボランティア活動、地域活動などへ積極的に参加し、さまざまなかかわりや交流をとおして、互いの理解を深めます。

障がいのあるなしにかかわらず、互いの人格と個性を尊重し、ともに生きる意識をもちます。

町などが発信する情報等の理解に努め、日々の生活や活動、助け合いをとおして、相談支援や福祉施策に対して自ら働きかけます。

事業の体系

施策	事業・方策等
1-1-1 日常的にふれあい、ともに活動できる交流機会の充実	①福祉交流センター「陽だまりサロン」の実施 ②障がいに対する意識の向上・活動できる機会の充実（障がい福祉計画）
1-1-2 学校・地域における福祉学習の充実	①出前講座「まちしるベエ」の実施 ②福祉学習機会の充実 ③社会福祉協力校としての活動をとおした学習機会の提供 ④福祉教育の推進
1-1-3 多様な媒体を通じた福祉の意識づくり	①広報紙・パンフレットの発行 ②町のホームページの活用 ③講演会・イベントを通じた啓発
1-1-4 人権尊重と権利擁護の推進	①人権に関する啓発の推進 ②障がいを理由とする差別の解消の推進 ③虐待等への的確に対応できる体制の整備 ④権利擁護の推進 ⑤成年後見制度の利用支援

施策1－1－1　日常的にふれあい、ともに活動できる交流機会の充実

地域で、障がいのあるなしに関わらず、交流の場を多く持つことにより、障がいへの理解を深めます。日ごろから助け合いの関係が築けるよう、交流機会の場を多く作ります。

事業の概要と方針

①福祉交流センター「陽だまりサロン」の実施	
対象	事業の概要
住 民	障がい者や高齢者、児童、子育て中の方等誰もが気軽に話しあえる場や学校の子どもたちとの交流の場、世代間の垣根を越えた交流の場をつくる。
担当名	現況
社会福祉担当	利用者数 平成28年度 8,586人
	今後の方針
	継続

②障がいに対する意識の向上・活動できる機会の充実（障がい福祉計画）	
対象	事業の概要
住 民	障がいのある人もない人も参加できる交流事業や障がい者の作品展などを展開し、住民相互が自然に地域交流や助け合いができる環境づくりを進める。
担当名	現況
障がい者福祉担当	障害者週間に「こころをつなぐ展示会」を開催
	今後の方針
	継続

施策1-1-2 学校・地域における福祉学習の充実

障がい者、障がい児が地域で安全、安心に暮らしていくには、地域住民の障がいに対する理解が不可欠です。そのためにも、地域での講座の開催、福祉学習の機会を増やします。

また、小・中学校からの学校での教育を促進し、小さい頃から障がいについて学習したり、ふれあいの機会を持つ機会の促進を図ります。

事業の概要と方針

①出前講座「まちしるベエ」の実施	
対象	事業の概要
住 民	福祉意識の高揚や地域福祉の必要性等について理解を深め、町民の主体的な活動を喚起・促進するため、出前講座の活用を推進する。
担当名	現況
地域振興担当	H28 講座開催数 23 開催 講座参加数延べ 526 人
	今後の方針
	継続

②福祉学習機会の充実	
対象	事業の概要
住 民	障がい者にかかわる制度やボランティア活動などの福祉のまちづくりについての学習の機会を充実する。
担当名	現況
障がい者福祉担当	適宜開催
	今後の方針
	継続

③社会福祉協力校としての活動をとおした学習機会の提供

対象	事業の概要
小・中・高生	福祉協力校となっている町内小・中学校等で、体験ボランティア活動等それぞれの工夫のもとに特色ある福祉教育の実践を図る。
担当名	現況
学校教育担当	各小中学校での、福祉教育実施 今後の方針 継続

④福祉教育の推進

対象	事業の概要
学校 企業 住民団体	町職員をはじめ、学校や企業、地域の関係者等、障がい者にかかわりのある機関・団体等の関係者を対象とした研修会を実施する。
担当名	現況
庶務職員担当 障がい者福祉担当	町職員、教職員に対する研修会の実施 今後の方針 継続

施策 1-1-3 多様な媒体を通じた福祉の意識づくり

障がい及び障がい者の理解の促進のための取り組みを推進します。とりわけ、一層の住民の理解が必要な知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病、盲ろう、高次脳機能障がい等について、その障がい特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図ります。

また、町内のある人たちに福祉意識の高揚を図るために、多様な情報媒体による情報提供が重要です。情報発信が複雑化している状況下、旧来の広報紙やパンフレットでの啓発に加え、町のホームページ、SNSをも取り入れた情報発信を行い、住民、障がい者に障がい福祉の情報にふれる機会を増やし、意識の醸成を図ります。

事業の概要と方針

①広報紙・パンフレットの発行	
対象	事業の概要
住民 障がい者	広報紙・パンフレット等による福祉情報の提供に努める。 また、障がいの特性に配慮した広報紙やパンフレット等の効果的な提供を図る。
担当名	現況
広報担当 障がい者福祉担当	広報紙発行部数 12,500 部×12か月
	今後の方針
	継続

②町のホームページの活用	
対象	事業の概要
住民	パソコンや携帯電話等の情報端末を通じて町の最新情報を見たり、書類を取り出せるよう、ホームページやツイッターによる情報提供を行う。
担当名	現況
広報担当 障がい者福祉担当	ホームページアクセス数 約 60 万件 ツイッターフォロワー数 2,285 件
	今後の方針
	継続

③講演会・イベントを通じた啓発	
対象	事業の概要
住 民	講演会・イベントを実施する等福祉に関する啓発を行う。
担当名	現況
障がい者福祉担当 高齢者支援担当	適宜開催
	今後の方針
	継続

施策 1-1-4 人権尊重と権利擁護の推進

障がい者、障がい児に対する施設内や家庭内での虐待や事件が全国的に問題となっており、報道でも大きく取り上げられています。

平成28年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、障がいを理由とする差別の禁止等について具体的な取り組みが始まりました。

国・県と連携しながら、障がい者、障がい児に対する権利擁護に向けて、研修の充実、相談体制の整備、成年後見制度の認知と利用の促進などを取り組みます。

事業の概要と方針

①人権に関する啓発の推進	
対象	事業の概要
住 民	正しい人権感覚を養うために地域住民や関係者を対象とした啓発を行う。
担当名	現況
人権推進室 生涯学習室	人権に関する研修会の実施
	今後の方針
	継続

②障がいを理由とする差別の解消の推進

対象	事業の概要
住民 事業者	障がいに対する理解と社会的障壁についての啓発活動を推進するとともに相談窓口や協議会を設置し、適切な対応を行う。
担当名	現況
障がい者福祉担当	相談窓口の設置 今後の方針 新規 ・障害者差別解消支援地域協議会の設置

③虐待等への的確に対応できる体制の整備

対象	事業の概要
住民	障がい者虐待の防止のための研修会の実施、早期発見のためのネットワークを確立する。 障がい者虐待の通報に際しては、関係機関と連携し、適切な対応、支援を実施する。
担当名	現況
障がい者福祉担当 高齢者支援担当 こども未来室 子育て応援室	障がい者虐待防止センター設置 要援護者見守り支援ネットワーク会議開催 要保護児童対策協議会開催 今後の方針 継続

④権利擁護の推進

対象	事業の概要
障がい者	知的障がいや精神障がい等判断能力が十分ではない人に対する権利擁護にかかる相談、福祉サービスの利用援助、金銭管理サービス等を行う権利擁護事業（あんしんサポートネット事業）の利用を促進する。
担当名	現況
障がい者福祉担当	・相談支援の実施 今後の方針 継続

⑤成年後見制度の利用支援	
対象	事業の概要
担当名	現況
障がい者 高齢者支援担当	成年後見制度の周知と相談体制の充実を図り、利用の支援を行う。 ・制度について町 HP で周知 ・町申し立てによる成年後見制度実施 成年後見等への報酬助成人数 2人 今後の方針 継続

1－2 協働のしくみをつくる

住民、地域団体等に期待する取組

協働のしくみをつくるために…

- ・NPO活動やボランティア活動など、主体的に取り組める福祉活動について考え、実行し、「力」を発揮します。
- ・各種福祉活動の連携を図り、支えあう地域づくりを進めます。
- ・近所づきあいや地域での行事などをとおして、地域のつながりを強くします。また、身近な地域での見守り活動につなげていきます。

事業の体系

施策	事業・方策等
1-2-1 支えあう活動の促進	①社会福祉協議会との連携
	②ボランティアセンターの支援及びボランティア団体の育成
	③まちづくり人材登録「やりたいゾウ」の充実
	④NPO法人や市民活動団体等の活動への支援
1-2-2 障がい者による活動の支援	①地域活動等への参加支援
	②障がい者団体・家族会の活動支援
	③施設使用料の減免
1-2-3 地域ネットワークの強化	①支援ネットワークのしくみづくり（障がい福祉計画）
	②地域自立支援協議会の実施（障がい福祉計画）
	③見守り支援ネットワークの推進と地域単位での活動の支援（障がい福祉計画）
1-2-4 住民参加による計画推進体制の充実	①住民参加による計画推進組織の機能活用

施策 1-2-1 支えあう活動の促進

障がい者福祉の推進に向けての取組を進めていくには町による公的なサービス、いわゆる「公助」だけではきめ細かな対応は難しい状況となっています。

このため、社会福祉協議会と常に連携をとり、ボランティア団体、NPO法人等への支援を図るとともに、住民の地域活動への参加意欲を醸成し、支え合える関係性の構築に努めます。

事業の概要と方針

①社会福祉協議会との連携	
対象	事業の概要
社会福祉協議会	地域福祉の推進や障がい者福祉サービスの向上につながるよう、社会福祉協議会との連携を強化する。
担当名	現況
障がい者福祉担当 高齢者支援担当	町施策、社会福祉協議会との調整、連携 今後の方針
	継続

②ボランティアセンターの支援及びボランティア団体の育成	
対象	事業の概要
社会福祉協議会 ボランティア団体 住 民	地域福祉を幅広く効果的に推進していくため、住民の多様なボランティア活動のコーディネートやボランティアの育成の役割を担う社会福祉協議会のボランティアセンターの充実を支援する。
担当名	現況
障がい者福祉担当 高齢者支援担当	平成 28 年度 社会福祉協議会においてボランティア会議開催 今後の方針 継続

③まちづくり人材登録「やりたいゾウ」の充実

対象	事業の概要
住民	住民が培ってきた経験やノウハウを地域の福祉活動に活かす機会を提供するしくみとして、個人や団体の得意分野の登録を進め、活動機会を提供しながら、ボランティア活動の拡大を図る。
担当名	現況
地域振興担当	<ul style="list-style-type: none"> ・H28年度末登録数 130（人・団体） ・登録者情報を進修館HPで随時掲載
	今後の方針
	継続

④NPO法人や市民活動団体等の活動への支援

対象	事業の概要
NPO法人 団体 住民	住民による非営利の福祉活動・事業が活発に展開され、地域における福祉サービスの充実が図れるよう、相談・情報提供体制を充実し、NPO法人等の活動を支援する。
担当名	現況
地域振興担当 障がい者福祉担当 高齢者支援担当	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動スペースにおける市民活動活性化を支援（NPO法人等に対する相談会や情報提供の実施）
	今後の方針
	継続

施策 1-2-2 障がい者による活動の支援

障がい者、障がい児の方が日常、いきいきと暮らしていくためには、自身の自立していく力が必要です。障がい者、障がい児本人やその家族が、地域に進んで参画していくために本人、家族、団体などへ事業を通して、積極的にさまざまな支援をしていきます。

事業の概要と方針

①地域活動等への参加支援

対象	事業の概要
障がい者 住 民	障がい者が地域での活動やまちづくり活動等、さまざまな活動に積極的に参加できるよう支援する。
担当名	現況
障がい者福祉担当	<ul style="list-style-type: none"> ・移動支援事業の実施 ・意思疎通支援事業の実施 ・地域活動支援センター事業の実施
	今後の方針
	継続

②障がい者団体・家族会の活動支援

対象	事業の概要
障がい者 住 民	障がい者の自立と社会参加を促進するため、継続的に障がい者団体・家族会との連携を密にし、その活動支援を行う。
担当名	現況
障がい者福祉担当	自発的活動への助成 平成28年度 2団体
	今後の方針
	継続

③施設使用料の減免

対象	事業の概要
障がい者	障がい者の自立の促進を図るため、公共的施設の利用料等の減免その他必要な施策を実施する。
担当名	現況
各施設担当	各施設の利用料減免
	今後の方針
	継続

施策 1-2-3 地域ネットワークの強化

地域では現在、少人数による活動から大きな団体による組織的な活動等、個別での自主的な活動が展開されています。

各団体の連携強化を図り、支援のネットワークづくりに取り組み、よりスムーズに、効果的な活動をしていくように支援します。

事業の概要と方針

①支援ネットワークのしくみづくり（障がい福祉計画）

対象	事業の概要
住民 団体	地域福祉活動を担う様々な主体が障がい者の地域生活支援を協働で実施できるネットワークを構築する。
担当名	現況
障がい者福祉担当	未整備
	今後の方針
	充実 ・精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築及び医療的ケア児支援のための保健、医療、福祉等の関係者による協議の場の設置。

②地域自立支援協議会の実施（障がい福祉計画）

対象	事業の概要
障がい者 住民 団体 事業者	相談支援事業をはじめとする地域の障がい者福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として地域自立支援協議会を開催する。 また、会議を通じて、地域の関係機関・団体等によるネットワークを構築するとともに、社会資源の活用や開発、障がい者の地域生活への移行に向けての支援システム等の協議を実施する。
担当名	現況
障がい者福祉担当	定例会、運営会議、部会の開催
	今後の方針
	継続

③見守り支援ネットワークの推進と地域単位での活動の支援（障がい福祉計画）

対象	事業の概要
団体 住民	障がい者や高齢者が地域の中で社会から孤立することなく主体的な暮らしを送ることができるよう、見守り支援ネットワーク等の推進を図るため、民生委員・児童委員協議会、区長会等の関係団体による連携を推進するとともに、ボランティアや事業者を含めた地域単位での活動を支援する。
担当名	現況
高齢者福祉担当 障がい者福祉担当	見守り支援ネットワーク会議の開催
	今後の方針
	継続

施策 1-2-4 住民参加による計画推進体制の充実

計画の進行管理は、事業の実効性を高める上で重要であり、住民参加により第三者の評価の視点を加えながら、計画に掲げる施策・事業の進捗状況を把握し、また、必要な見直しを的確に行うことができるよう、計画推進組織の機能活用を図ります。

事業の概要と方針

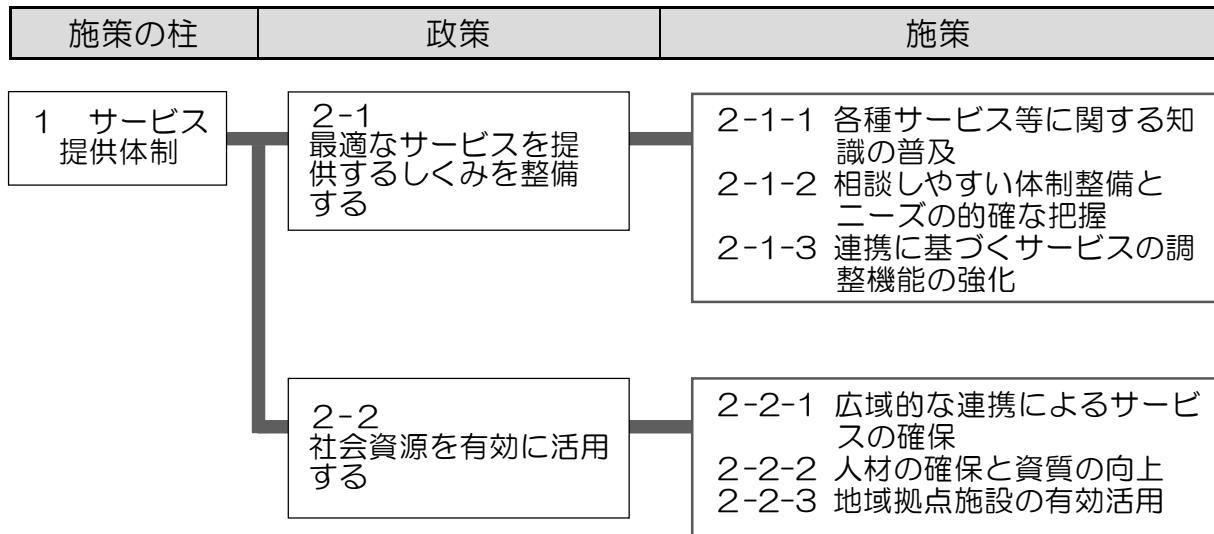
①住民参加による計画推進組織の機能活用	
対象	事業の概要
住 民	住民参加による計画推進組織の機能を十分活用し、客観的な視点を加えながら計画の進捗状況の把握と適切な進行管理を行い、各事業の効果的な推進を図る。
担当名	現況
障がい者福祉担当	みやしろ健康福祉事業運営委員会による進行管理
高齢者支援担当	今後の方針
	継続

(2) サービス提供体制

この施策でめざす将来のイメージ

- ①必要な情報がすぐに入手でき、適切なサービス利用や積極的な社会参加が進んでいます。
- ②困ったことや、わからないことは、身近なところでいつも気軽に相談できます。
- ③保健・医療・福祉の連携はもとより、庁内、関係機関、広域などさまざまな連携に基づいた体制整備により、利用者に最適なサービスが提供されています。

「サービス提供体制」の体系



2-1 最適なサービスを提供するしくみを整備する

住民、地域団体等に期待する取組

最適なサービスを受けるために…

- ・さまざまな媒体や相談窓口をとおして、各種サービスに関する情報等を積極的に入手し活用します。
- ・保健・福祉・教育・就労など、各ライフステージにおいて直面している問題や悩みごとについて、町や関係機関に相談し、その解決に努めます。

事業の体系

施策	事業・方策等
2-1-1 各種サービス等に関する知識の普及	①広報紙・パンフレットの発行（再掲） ②町のホームページの活用（再掲） ③出前講座「まちしるべ」の充実（再掲）
2-1-2 相談しやすい体制整備とニーズの的確な把握	①相談の一元化（障がい福祉計画） ②相談支援事業（地域生活支援事業） ③相談支援におけるケアマネジメント機能の充実 ④民生委員・児童委員による相談活動 ⑤身体障害者相談員・知的障害者相談員による相談活動 ⑥精神保健相談の推進（別掲） ⑦サービス利用計画の作成（障がい福祉計画） ⑧地域移行支援（障がい福祉計画） ⑨地域定着支援（障がい福祉計画） ⑩職員の各種研修への受講促進 ⑪障害者手帳の交付
2-1-3 連携に基づくサービスの調整機能の強化	①支援ネットワークのしくみづくり（再掲） ②関係各課の連携強化 ③連絡調整機能の充実 ④サービス利用計画・個別支援計画の作成（再掲）

施策2-1-1 各種サービス等に関する知識の普及

住民の方には、福祉サービスについての周知がまだまだ十分とはいえません。必要とするサービスを適切に利用できるよう、保健・医療・福祉をはじめ各種サービスや行政施策に関する情報を広く提供します。

情報提供にあたっては、誰にも分かりやすい表現・デザインの工夫やその人に適した多様な媒体を活用しするとともに、視覚や聴覚に障がいのある方へ配慮した伝達の充実に努めます。

発達障がい者、高次脳機能障がい者、および、難病患者等については、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの給付の対象となることの周知に努めます。

事業の概要と方針

①広報紙・パンフレットの発行（再掲：ページ掲載）

②町のホームページの活用（再掲：ページ掲載）

③出前講座「まちしるベエ」の充実（再掲：ページ掲載）

施策2-1-2 相談しやすい体制整備とニーズの的確な把握

障がい者、障がい児、その家族が抱える問題に的確に対応するとともに、誰もが気軽に相談でき、適切な助言や支援が受けられる体制の整備充実に努めます。

また、相談窓口の専門性の向上を図るとともに、多岐にわたる相談窓口の連携、一元化を図り、その人にあったきめ細かな相談が受けられるよう、体制を強化します。

事業の概要と方針

①相談の一元化（障がい福祉計画）	
対象	事業の概要
障がい者	基幹相談支援センターを中心にすべての障がい者に適切に対応できる総合的な相談支援体制を実施する。 虐待や差別に関する相談についてもワンストップで相談できる体制を整備する。
担当名	現況
障がい者福祉担当	近隣市町との広域的な連携に基づき委託により実施 今後の方針 充実 ・基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制を強化する。

②相談支援事業（地域生活支援事業）	
対象	事業の概要
障がい者	障がい者、障がい児の保護者、障がい者等の介護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等を行うとともに、権利擁護のために必要な援助、生活支援を行う。 また、障がい者が地域で生活していくことができるよう、必要な支援を行う。
担当名	現況
障がい者福祉担当	相談支援事業 平成28年度 延べ利用者 1,012人 今後の方針 継続

③相談支援におけるケアマネジメント機能の充実

対象	事業の概要
障がい者	障がい者の生活全体を総合的に捉え、さまざまな課題に対して、ケアマネジメントを展開し、効果的なサービスを提供する。
担当名	現況
障がい者福祉担当	<p>相談支援業者に相談支援専門員を配置</p> <p>今後の方針</p> <p>充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児に対する支援を調整するコーディネーターの配置

④民生委員・児童委員による相談活動

対象	事業の概要
住民	障がい者をはじめ、住民が日常生活上での不安を解消し、安心した暮らしができるよう、訪問等さまざまな相談を通じて必要な助言・援助を行う。
担当名	現況
社会福祉担当	<p>活動日数 平成28年度 6,513日</p> <p>今後の方針</p> <p>継続</p>

⑤身体障害者相談員・知的障害者相談員による相談活動

対象	事業の概要
障がい者 その家族	障がい者やその家族等の相談に身近なところで応じ、関係機関等との連携のもとに必要な助言・援助等を行う。
担当名	現況
障がい者福祉担当	相談員数 ・身体障害者相談員 2人 ・知的障害者相談員 1人
	今後の方針
	継続

⑥精神保健相談の推進（別掲）

⑦サービス利用計画の作成（障がい福祉計画）

対象	事業の概要
障がい者	サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を全てのサービス利用者が作成できるよう相談支援事業者、サービス提供事業者等と連絡・調整を行う。
担当名	現況
障がい者福祉担当	適宜実施
	今後の方針
	継続

⑧地域移行支援（障がい福祉計画）

対象	事業の概要
障がい者	障害者支援施設等、精神科病院に入所又は入院している障害者を対象に住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。
担当名	現況
障がい者福祉担当	適宜実施
	今後の方針
	継続

⑨地域定着支援（障がい福祉計画）

対象	事業の概要
障がい者	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。
担当名	現況
障がい者福祉担当	適宜実施
	今後の方針
	継続

⑩職員の各種研修への受講促進

対象	事業の概要
関係職員	相談時に適切かつ迅速に対応できるよう、職員の資質向上を図るため、各種研修等を積極的に受講する。
担当名	現況
障がい者福祉担当	適宜受講
	今後の方針
	継続

⑪障害者手帳の交付

対象	事業の概要
障がい者	サービスの提供は、手帳の所持を要件とすることが多いことから、障がいの状況に応じて適切に利用できるよう、手帳取得について支援を行う。
担当名	現況
障がい者福祉担当	手帳所持者数 平成 28 年度末 身体障害者手帳 980 人 療育手帳 228 人 精神障害者保健福祉手帳 240 人
	今後の方針
	継続

施策 2-1-3 連携に基づくサービスの調整機能の強化

相談活動等を通じて把握された課題やニーズ等をふまえ、最も必要とされるサービスを包括的、継続的に提供できるよう、サービス調整機能を充実します。

事業の概要と方針

①支援ネットワークのしくみづくり（再掲）

②関係各課の連携強化	
対象	事業の概要
障がい者	総合的な生活支援の観点から、迅速かつ適切なサービスを提供するために、関係各課の横断的、総合的な調整を行う。
担当名	現況
障がい者福祉担当 高齢者支援担当 健康増進室 こども未来室	適宜サービス等の調整
	今後の方針
	継続

③連絡調整機能の充実	
対象	事業の概要
障がい者	施策の推進に際し、県や近隣市町相互の各種サービスの制度面の充実や運用の円滑化に関する情報交換等を行う。
担当名	現況
障がい者福祉担当 高齢者支援担当 健康増進室 こども未来室	東部ブロック福祉連絡協議会等への参加
	今後の方針
	継続

④サービス利用計画・個別支援計画の作成（再掲）

2-2 社会資源を有効に活用する

住民、地域団体等に期待する取組

社会資源を有効に活用するために…

- ・専門機関や支援施設などをとおして、さまざまな人的資源や地域資源を活用しながら、積極的な社会参加や自立した生活に努めます。

事業の体系

施策	事業・方策等
2-2-1 広域的な連携によるサービスの確保	<p>①相談支援事業（再掲）</p> <p>②地域自立支援協議会の実施（再掲）（障がい福祉計画）</p> <p>③地域活動支援センター事業（別掲）（地域生活支援事業）</p> <p>④社会参加促進事業（奉仕員養成研修事業）（地域生活支援事業）（別掲）</p>
2-2-2 人材の確保と資質の向上	<p>①地域福祉を支える人材の確保</p> <p>②有資格者の計画的な確保</p> <p>③職員の各種研修への受講促進（再掲）</p>
2-2-3 地域拠点施設の有効活用	<p>①福祉交流センター「陽だまりサロン」の実施（再掲）</p> <p>②公民館、郷土資料館、体育館施設、児童施設等の活用</p>

施策2-2-1 広域的な連携によるサービスの確保

専門性が高いサービスや町単位では需要の規模が小さいサービス等、広域での実施が効率的で望ましいと思われる事業等については、地域自立支援協議会等を通じて、近隣市町との連携により共同実施します。

事業の概要と方針

①相談支援事業（再掲：ページ掲載）

②地域自立支援協議会の実施（再掲：ページ掲載）（障がい福祉計画）

③地域活動支援センター事業（別掲）（地域生活支援事業）

④社会参加促進事業（奉仕員養成研修事業）（別掲）（地域生活支援事業）

施策2-2-2 人材の確保と資質の向上

新たな人材の育成や、少しでも福祉の経験や知識を持った方に福祉の現場へ戻ってもらえるよう、地域福祉活動への参加を促進します。

また、障がい者福祉制度の動向に対応できるよう、職員の資質向上に努めるとともに、定員適正化計画や行政改革推進プログラム等を考慮しながら府内体制の充実に努めます。

事業の概要と方針

①地域福祉を支える人材の確保	
対象	事業の概要
住民 事業者	住民各層の経験や知識を活かす機会を提供し、地域福祉の担い手となる多様な人材の育成・確保を図る。 また、福祉サービスを担う人材の確保を図るために、関係機関と連携し、研修や職場環境の整備等にかかる支援を検討する。
担当名	現況
障がい者福祉担当	自立支援協議会等を通じた研修の実施 今後の方針 継続

②有資格者の計画的な確保	
対象	事業の概要
職員	障がいの多様化に伴い、より専門化する相談への対応やサービス調整の必要性等に的確に対応できるよう、専門従事者の確保・的確な配置に努める。
担当名	現況
庶務職員担当	有資格者の適正配置を実施。 今後の方針 継続

③職員の各種研修への受講促進（再掲：ページ掲載）

施策 2-2-3 地域拠点施設の有効活用

福祉交流センター「陽だまりサロン」など、町の福祉の拠点となる各施設の特色を活かした事業の充実を図ります。また、町内各地域に配置されている公民館等の既存施設についても、障がい者に配慮した事業を実施します。

事業の概要と方針

①福祉交流センター「陽だまりサロン」の実施（再掲）

②公民館、郷土資料館、体育館施設、児童施設等の活用

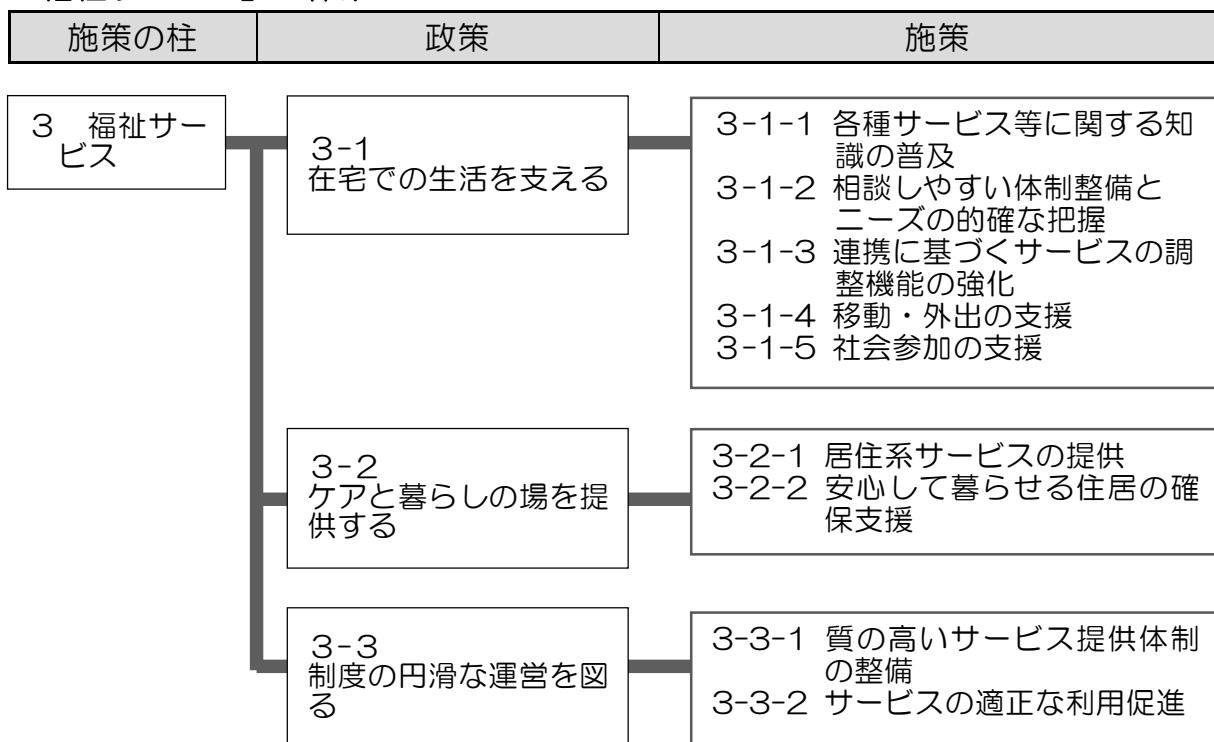
対象	事業の概要
住 民	障がい者をはじめ住民の利便性を向上させるとともに、社会資源の有効活用を図るため、各課の連携のもと、既存施設の有効活用、多目的利用を図る。
担当名	現況
生涯学習室 障がい者福祉担当	公民館等を利用した介護予防教室の実施
	今後の方針
	充実 ・指定管理者による障がい者向けプログラムの充実

(3) 福祉サービス

この施策でめざす将来のイメージ

- ①住み慣れた地域で暮らし続けるために必要なサービスの選択が可能となり、誰もがいきいきと生活しています。
- ②家族の介護の負担も少なくなり、不安が解消されています。
- ③質の高い福祉サービスを安心して利用することができ、個々の状況に応じた生活機能の維持・向上が図られます。

「福祉サービス」の体系



3-1 在宅での生活を支える

住民、地域団体等に期待する取組

在宅での生活を続けるために…

- ・在宅生活を維持・継続するために各種サービスの情報を得て、必要なサービスを効果的に利用します。
- ・住み慣れた地域で相談や日常生活上の支援を受けながら、安心して暮らすための環境整備に努めます。
- ・移動や外出支援を利用し、行動範囲を広げ積極的に地域や社会参加を進めます。

事業の体系

施策	事業・方策等
3-1-1 訪問系サービスの推進	①居宅介護（障がい福祉サービス）
	②重度訪問介護（障がい福祉サービス）
	③同行援護（障がい福祉サービス）
	④行動援護（障がい福祉サービス）
	⑤重度障害者等包括支援（障がい福祉サービス）
	⑥居宅訪問型児童発達支援
3-1-2 日中活動系サービスの促進	①療養介護（障がい福祉サービス）
	②生活介護（障がい福祉サービス）
	③自立訓練（機能訓練・生活訓練）（障がい福祉サービス）
	④就労移行支援（障がい福祉サービス）
	⑤就労継続支援（A型・B型）（障がい福祉サービス）
	⑥就労定着支援
	⑦地域活動支援センター事業（地域生活支援事業）
	⑧児童発達支援
	⑨放課後等デイサービス
	⑩保育所等訪問支援

施策	事業・方策等
3-1-3 日常生活及び家族介護の支援	①補装具費の給付 ②日常生活用具給付等事業 ③短期入所（障がい福祉サービス） ④日中一時支援事業（地域生活支援事業） ⑤意思疎通支援事業（地域生活支援事業） ⑥身体障害者補助犬の啓発 ⑦在宅重度障害者等訪問入浴サービス事業（地域生活支援事業） ⑧生活サポート事業 ⑨紙おむつ支給事業（地域生活支援事業） ⑩緊急時通報システム事業 ⑪給食配食サービス事業
3-1-4 移動・外出の支援	①同行援護（再掲）（障がい福祉サービス） ②行動援護（再掲）（障がい福祉サービス） ③移動支援事業（地域生活支援事業） ④福祉タクシー利用料金・自動車燃料費助成事業 ⑤福祉有償運送の利用促進 ⑥町内循環バスの利用促進（別掲） ⑦鉄道・バスの施設改善要請（別掲）
3-1-5 社会参加の支援	①意思疎通支援事業支援事業（再掲）（地域生活支援事業） ②社会参加促進事業（スポーツ・レクリエーション教室）（地域生活支援事業） ③社会参加促進事業（芸術・文化講座）（地域生活支援事業） ④社会参加促進事業（点字・声の広報等発行）（地域生活支援事業） ⑤社会参加促進事業（奉仕員養成研修事業）（再掲）（地域生活支援事業） ⑥自動車運転免許取得費用・自動車改造費用の助成（地域生活支援事業）

施策3-1-1 訪問系サービスの推進

障がい者や障がい児に対して、在宅で自立した生活を送れるように、障がいの状況や生活支援の必要度に応じたホームヘルパーの派遣、移動介護等の訪問系サービスが十分提供されるよう、サービス提供体制の推進に取り組みます。

事業の概要と方針

①居宅介護（障がい福祉サービス）	
対象	事業の概要
障がい者	居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の生活全般にわたる援助を行う。
担当名	現況
障がい者福祉担当	平成28年度 利用人数 31人 今後の方針 継続

②重度訪問介護（障がい福祉サービス）	
対象	事業の概要
障がい者	重度の肢体不自由者や知的障がいもしくは精神障がいにより常時介護を必要とする人に居宅介護や外出時の移動中の介護を総合的に行う。
担当名	現況
障がい者福祉担当	平成28年度 利用人数 0人 今後の方針 継続

③同行援護（障がい福祉サービス）

対象	事業の概要
障がい者	視覚障がいにより、移動が困難な人に、外出時において、同行し必要な援助を行う。
担当名	現況
障がい者福祉担当	平成28年度 利用人数 〇人
	今後の方針
	継続

④行動援護（障がい福祉サービス）

対象	事業の概要
障がい者	知的障がいや精神障がいにより常時介護を必要とする人に、危険を回避するために必要な支援、外出時の必要な援助を行う。
担当名	現況
障がい者福祉担当	平成28年度 利用人数 5人
	今後の方針
	継続

⑤重度障害者等包括支援（障がい福祉サービス）

対象	事業の概要
障がい者	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。
担当名	現況
障がい者福祉担当	平成28年度 利用人数 〇人
	今後の方針
	継続

⑥居宅訪問型児童発達支援

対象	事業の概要
障がい児	重度の障がいのため、障がい児通所支援を受けるための外出が困難な障がい児に居宅を訪問し、発達支援を行う。
担当名	現況
障がい者福祉担当	未実施
	今後の方針
	新規

施策3-1-2 日中活動系サービスの促進

障がいのある方を地域全体で支えるため、就労支援の更なる充実をはじめ、自立訓練の場等を確保・提供し日中活動の機会を充実します。

事業の概要と方針

①療養介護（障がい福祉サービス）

対象	事業の概要
障がい者	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。
担当名	現況
障がい者福祉担当	平成28年度 利用人数 3人
	今後の方針
	継続

②生活介護（障がい福祉サービス）

対象	事業の概要
障がい者	常時介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
担当名	現況
障がい者福祉担当	平成28年度 利用人数 71人 今後の方針 継続

③自立訓練（機能訓練・生活訓練）（障がい福祉サービス）

対象	事業の概要
障がい者	【機能訓練】 理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行う。 【生活訓練】 入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練を行う。
担当名	現況
障がい者福祉担当	平成28年度 利用人数 12人 今後の方針 継続

④就労移行支援（障がい福祉サービス）

対象	事業の概要
障がい者	一般企業等への就労を希望する人に一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
担当名	現況
障がい者福祉担当	平成28年度 利用人数 25人 今後の方針 継続

⑤就労継続支援（A型・B型）（障がい福祉サービス）

対象	事業の概要
障がい者	<p>【A型】</p> <p>事業所において雇用契約に基づく就労機会を提供し、就労に必要な知識能力の向上を図り、一般就労への移行を支援する。</p> <p>【B型】</p> <p>年齢や体力の面で雇用されることが困難な方に対し、就労機会を提供(雇用契約は結ばない)し、就労に必要な知識能力の向上を図り、一般就労への移行を支援する。</p>
担当名	現況
障がい者福祉担当	平成28年度 利用人数 72人
	今後の方針
	継続

⑥就労定着支援

対象	事業の概要
障がい者	就労移行支援等の利用を経て一般就労した障がいに、企業や関係機関等との連絡等との連絡調整や課題解決に向けて必要になる支援を行う。
担当名	現況
障がい者福祉担当	未実施
	今後の方針
	新規

(7) 地域活動支援センター事業（地域生活支援事業）

対象	事業の概要
障がい者	障がい者等で、日中活動を希望する人に、日中の創作活動、生産活動の機会の場を提供し、障がい者の地域での生活を支援する。
担当名	現況
障がい者福祉担当	平成28年度 利用人数 0人 今後の方針 継続

(8) 児童発達支援

対象	事業の概要
障がい児	児童発達支援センター等の施設に通い、基本的動作の指導や集団生活への適応訓練（福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」も含む。）等を行う。
担当名	現況
障がい者福祉担当	平成28年度 利用人数 12人 今後の方針 継続

(9) 放課後等デイサービス

対象	事業の概要
障がい児	就学している障がい児が、放課後や休業日に児童発達支援センター等に通い、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流等を行う。
担当名	現況
障がい者福祉担当	平成28年度 利用人数 25人 今後の方針 継続

⑩保育所等訪問支援	
対象	事業の概要
障がい児	障がい児が障がい児以外の児童との集団生活に適応することができるよう障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行う。
担当名	現況
障がい者福祉担当	平成 28 年度 利用人数 〇人 今後の方針 継続

施策 3-1-3 日常生活及び家族介護の支援

障がい者、障がい児が在宅で快適な暮らしを送ることができるよう支援とともに、介護疲れが問題となっている家族の介護への負担の軽減を支援するため、障害者自立支援法に基づく自立給付や地域生活支援事業を通じたサービスを提供します。

事業の概要と方針

①補装具費の給付	
対象	事業の概要
身体障がい者	身体障がい者が日常生活や職業生活等を送るために必要な補装具の費用を支給する。
担当名	現況
障がい者福祉担当	平成 28 年度 利用人数 60 件 今後の方針 継続

②日常生活用具給付等事業

対象	事業の概要
障がい者	重度の障がい者等に、日常生活上の便宜を図るため、自立支援用具等の日常生活用具の購入及び住宅改修に必要な費用を支給する。
担当名	現況
障がい者福祉担当	平成28年度 利用人数 492件 今後の方針 継続

③短期入所（障がい福祉サービス）

対象	事業の概要
障がい者	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
担当名	現況
障がい者福祉担当	平成28年度 利用人数 42人 今後の方針 継続

④日中一時支援事業（地域生活支援事業）

対象	事業の概要
障がい者	日中一時的（緊急的）に見守り等の支援が必要な場合に、障がい者等の活動の場を提供する。
担当名	現況
障がい者福祉担当	平成28年度 利用人数 4人 今後の方針 継続

⑤意思疎通支援事業（地域生活支援事業）	
対象	事業の概要
障がい者	聴覚・言語機能等の障がいのため、意思疎通に支障がある人に、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行う。
担当名	現況
障がい者福祉担当	平成28年度 利用人数 16件 今後の方針 継続

⑥身体障害者補助犬の啓発	
対象	事業の概要
身体障がい者 住民	身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を必要とする人の社会参加を促進するため、身体障害者補助犬に対する理解を深め、公共施設等の利用を円滑にする。
担当名	現況
障がい者福祉担当	適宜実施 今後の方針 継続

⑦在宅重度障害者等訪問入浴サービス事業（地域生活支援事業）	
対象	事業の概要
障がい者	家庭において入浴することが困難な重度の障がい者等に、入浴サービスを提供する。
担当名	現況
障がい者福祉担当	平成28年度 利用人数 2人 利用件数 56件 今後の方針 継続

⑧生活サポート事業	
対象	事業の概要
障がい者	障がい者やその家族の暮らしを支援するため、一時預かりや送迎、外出援助等のサービスを提供する。
担当名	現況
障がい者福祉担当	平成28年度 利用人数 2人 提供団体 11団体
	今後の方針
	継続

⑨紙おむつ支給事業（地域生活支援事業）	
対象	事業の概要
障がい者	在宅で排せつ介助が必要な障がい者等に、紙おむつを支給する。
担当名	現況
障がい者福祉担当	平成28年度 利用人数22人
	今後の方針
	継続

⑩緊急時通報システム事業	
対象	事業の概要
身体障がい者	緊急時における緊急体制を整備し、障がい者の日常生活上の不安を解消するため、緊急通報機器及び小型発信機装置を設置する。緊急時は消防署及び地域住民等緊急協力員により、迅速な救助活動を行う。
担当名	現況
高齢者支援担当 障がい者福祉担当	宮代町緊急通報システム 平成28年度 利用者 75人（うち障がい者 15人）
	今後の方針
	継続

(1)給食配食サービス事業

対象	事業の概要
障がい者	重度の障がい者に対し、地域ボランティア等による安否確認を兼ねた給食配食のサービスを行う。
担当名	現況
高齢者支援担当	高齢者等給食配食サービス 平成28年度 利用者数 100人（うち障がい者 2人）
障がい者福祉担当	今後の方針
	継続

施策3-1-4 移動・外出の支援

障がい者、障がい児の行動範囲を広げ、社会参加を促進し、交流の機会を増やすため、バス・タクシー等公共交通機関の利用や自家用車利用の支援とともに外出時の移動支援の充実に努めます。

事業の概要と方針

(1)同行援護（再掲：ページ掲載）（障がい福祉サービス）

(2)行動援護（再掲：ページ掲載）（障がい福祉サービス）

(3)移動支援事業（地域生活支援事業）

対象	事業の概要
障がい者	屋外の移動が困難な視覚障がい者、全身性障がい者、知的障がい者及び精神障がい者等に、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の外出の際の移動の支援を行う。
担当名	現況
障がい者福祉担当	平成28年度 延べ利用人数529人 今後の方針 継続

④福祉タクシー利用料金・自動車燃料費助成事業

対象	事業の概要
障がい者	障がい者の社会参加を促進するため、タクシー利用料金又は自動車燃料費の助成を行う。
担当名	現況
障がい者福祉担当	初乗り料金相当額タクシー券の交付または自動車燃料費の支給 平成28年度 タクシー券 6196枚 自動車燃料費助成券 4726枚
	今後の方針
	継続

⑤福祉有償運送の利用促進

対象	事業の概要
障がい者	心身の障がい等により単独では公共交通機関を利用する方が困難な方を対象とした福祉有償輸送サービスを提供するNPO法人等の活動を支援する。
担当名	現況
障がい者福祉担当	埼玉県埼葛北地区福祉有償運送市町共同運営協議会による運営
	今後の方針
	継続

⑥町内循環バスの利用促進（別掲：ページ掲載）**⑦鉄道・バスの施設改善要請（別掲：ページ掲載）**

施策3-1-5 社会参加の支援

すべての障がいのある方の社会参加を促進することを目的に、地域生活支援事業等の提供体制の充実を図るとともに、スポーツ・レクリエーション活動や文化活動等に参加できるよう、サービスの提供に努めます。

事業の概要と方針

①意思疎通支援事業（再掲： ページ掲載）（地域生活支援事業）

②社会参加促進事業（スポーツ・レクリエーション教室）（地域生活支援事業）	
対象	事業の概要
障がい者	障がい者の体力増強、交流、余暇等に資するため、関係団体との協力によるスポーツ・レクリエーション活動を促進する。
担当名	現況
障がい者福祉担当	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者スポーツ大会参加の支援 ・水泳教室の実施
	今後の方針
	継続

③社会参加促進事業（芸術・文化講座）（地域生活支援事業）

対象	事業の概要
障がい者	障がい者の文化・芸術活動を振興するため、関係団体との協力による障がい者の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。
担当名	現況
障がい者福祉担当	<ul style="list-style-type: none"> 障害者週間に「こころをつなぐ展示会」を開催
	今後の方針
	継続

④社会参加促進事業（点字・声の広報等発行）（地域生活支援事業）

対象	事業の概要
障がい者	視覚障がい者の情報入手を支援するため、朗読テープ、点字による広報等の提供を行う環境の整備。
担当名	現況
障がい者福祉担当 広報担当	・ボランティア団体による朗読テープ版を提供
	今後の方針
	継続

⑤社会参加促進事業（奉仕員養成研修事業）（再掲）（地域生活支援事業）

対象	事業の概要
身体障がい者	手話奉仕員、点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成する。
担当名	現況
障がい者福祉担当	平成28年度 手話奉仕員養成講座（基礎課程）の実施
	今後の方針
	継続

⑥自動車運転免許取得費用・自動車改造費用の助成（地域生活支援事業）

対象	事業の概要
身体障がい者	運転免許の取得を希望する障がい者や自動車改造を必要とする障がい者に対し、要した費用を助成する。
担当名	現況
障がい者福祉担当	平成28年度 助成件数 〇件
	今後の方針
	継続

3-2 ケアと暮らしの場を提供する

住民、地域団体等に期待する取組

ケアと暮らしの場を確保するために…

- ・在宅での生活が維持・確保できるよう、住宅改修や賃貸住宅にかかる支援などの各種制度を積極的に利用します。
- ・在宅での生活が困難となった場合（もしくはなりそうな場合）であっても、安心して暮らせるよう、施設やケア付き住宅など、さまざまな選択肢の中から、最適な環境を選択します。
- ・地域資源を活用し、創意工夫により地域の中の住まいの確保に努めます。

事業の体系

施策	事業・方策等
3-2-1 居住系サービスの提供	①共同生活援助（グループホーム）（障がい福祉サービス） ②施設入所支援（障がい福祉サービス） ③生活ホーム事業 ④自立生活援助 ⑤障害児入所支援 ⑥地域生活支援拠点等整備
3-2-2 安心して暮らせる住居の確保支援	①施設入所・グループホーム等の整備誘導（障がい福祉計画） ②住宅入居等支援事業（地域生活支援事業） ③重度障害者居宅改善整備費補助事業 ④一般住宅の耐震対策の推進

施策3-2-1 居住系サービスの提供

障がい者が地域の中で自立した生活を送ることができるよう、生活の拠点となる住まいを確保し、自立の支援をします。

事業の概要と方針

①共同生活援助（グループホーム）（障がい福祉サービス）	
対象	事業の概要
障がい者	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。
担当名	現況
障がい者福祉担当	平成28年度 利用人数 21人 今後の方針 継続

②施設入所支援（障がい福祉サービス）	
対象	事業の概要
障がい者	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
担当名	現況
障がい者福祉担当	平成28年度 利用人数 42人 今後の方針 継続

③生活ホーム事業	
対象	事業の概要
障がい者	障がい者の地域生活、自立生活を維持するため、生産拠点施設となる生活ホームの入居にかかる支援を行う。
担当名	現況
障がい者福祉担当	平成28年度 利用人数 0人 今後の方針 継続

④自立生活援助

対象	事業の概要
障がい者	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する者などについて、定期的な巡回訪問し、必要な助言や連絡調整を行う。
担当名	現況
障がい者福祉担当	未整備 今後の方針 新規

⑤障害児入所支援

対象	事業の概要
障がい者	障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う（福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」も含む。）等を行う。
担当名	現況
障がい者福祉担当	障害児入所支援を利用する場合は、児童相談所に申請 今後の方針 継続

⑥地域生活支援拠点等整備

対象	事業の概要
障がい者	①相談②緊急時の受け入れ対応③体験の機会・場④専門人材の確保・要請⑤地域の体制づくりの機能を持つ地域生活拠点等を整備する。
担当名	現況
障がい者福祉担当	未整備 今後の方針 新規

施策3-2-2 安心して暮らせる住居の確保支援

将来にわたって安心して住み続けることができる住まいを確保し、在宅での生活の維持を支援するため、グループホーム等の整備を促進するとともに、民間住宅等の入居支援や住宅改修の支援等を進めます。

事業の概要と方針

①施設入所・グループホーム等の整備誘導（障がい福祉計画）

対象	事業の概要
障がい者	施設入所、グループホーム、ケアホーム等の設置を地域内で促進するため、必要な支援策等の検討や地域生活への移行に必要なサポート体制づくりを進める。
担当名	現況
障がい者福祉担当	<p>施設入所・グループホーム等の整備誘導</p> <p>今後の方針</p> <p>充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空家、空室等を利用した事業の検討

②住宅入居等支援事業（地域生活支援事業）

対象	事業の概要
障がい者	賃貸契約による一般住宅への入居を希望している障がい者に、不動産業者への物件のあっ旋依頼、家主との入居契約手続き等入居にかかる支援を行う。
担当名	現況
障がい者福祉担当	<p>相談支援事業所に委託実施</p> <p>今後の方針</p> <p>継続</p>

③重度障害者居宅改善整備費補助事業

対象	事業の概要
障がい者	重度の障がい者が住み慣れた自宅での生活を維持できるよう、住宅改修にかかる費用の一部を補助する。
担当名	現況
障がい者福祉担当	平成 28 年度 補助件数 〇件
	今後の方針
	継続

④一般住宅の耐震対策の推進

対象	事業の概要
障がい者 住民	町民の命と財産を守るために、昭和 56 年以前に建築された住宅を対象に耐震診断や耐震改修工事（建替え含む）費用の一部を補助する。特に高齢者や障がい者の世帯等に対しては補助金を上乗せし、負担軽減を図る。
担当名	現況
都市計画担当	平成 28 年度実績 耐震診断 3 件（うち障がい者世帯 1 件）
	今後の方針
	継続

3-3 制度の円滑な運営を図る

住民、地域団体等に期待する取組

制度の適切な運営を図り、サービスの適正な利用をすすめるために…

- ・地域生活支援事業や成年後見制度など、権利擁護にかかる制度を理解し、適切なサービスにつなげます。

事業の体系

施策	事業・方策等
3-3-1 質の高いサービス提供体制の整備	<p>①障がい福祉サービスの確保（障がい福祉計画）</p> <p>②事業者評価の実施</p> <p>③第三者評価制度（福祉オンブズパーソン）の検討</p> <p>④権利擁護の推進（再掲）</p>
3-3-2 サービスの適正な利用促進	<p>①介護給付費等支給審査会の適正な運営</p> <p>②相談支援におけるケアマネジメント機能の充実（再掲）</p> <p>③サービス等利用計画の作成（再掲）</p>

施策3-3-1 質の高いサービス提供体制の整備

サービス提供事業者のサービスの質の向上を促進するための体制整備、しくみづくりを進めます。

また、自らの判断能力が十分でないことで、サービスの活用が難しい障がい者の権利を擁護するための取り組みの周知を徹底し、利用の促進を図ります。

事業の概要と方針

①障がい福祉サービスの確保（障がい福祉計画）	
対象	事業の概要
事業者	<p>必要な障がい福祉サービスを提供するため、事業を行う意向を有する事業所の把握に努め、情報提供やその他必要な支援を行い、参入促進を図る。</p> <p>また、必要なサービスにつなげていけるよう、適切なサービス提供体制整備を進める。</p>
担当名	現況
障がい者福祉担当	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者等への情報提供の実施 ・超重症心身障がい児の短期入所等施設へ助成の実施
	今後の方針
	継続

②事業者評価の実施	
対象	事業の概要
障がい者	事業者が自らサービスの評価を行えるよう支援するとともに、サービスを利用しようとする方が、事業者の質を判断するために必要な情報開示を事業者に求める。
担当名	現況
障がい者福祉担当	<p>平成27年度に宮代町福祉作業所において実施。</p>
	今後の方針
	継続

③第三者評価制度（福祉オンブズパーソン）の検討

対象	事業の概要
障がい者 事業者	第三者の立場から、福祉に関する申し立てを聞き、行政等に対し是正勧告や提言を行う第三者評価制度を検討し、利用者の権利擁護、的確な制度の運営に努める。
担当名	現況
障がい者福祉担当	検討
	今後の方針
	継続

④権利擁護の推進（再掲：ページ掲載）**施策3-3-2 サービスの適正な利用促進**

専門的な相談支援やケアマネジメント機能を充実させることにより、効果的なサービスの利用を進め、障がい者の方の生活機能の維持・向上を支援します。

また、その人に最適なサービスの利用が可能となるよう、公平かつ適切な認定制度の運営に努めます。

事業の概要と方針**①介護給付費等支給審査会の適正な運営**

対象	事業の概要
障がい者	障がい者一人ひとりの状況に応じて必要とするサービスが適切に利用できるよう、介護給付費等支給審査会の適正な運営を行う。
担当名	現況
障がい者福祉担当	月1回実施
	今後の方針
	継続

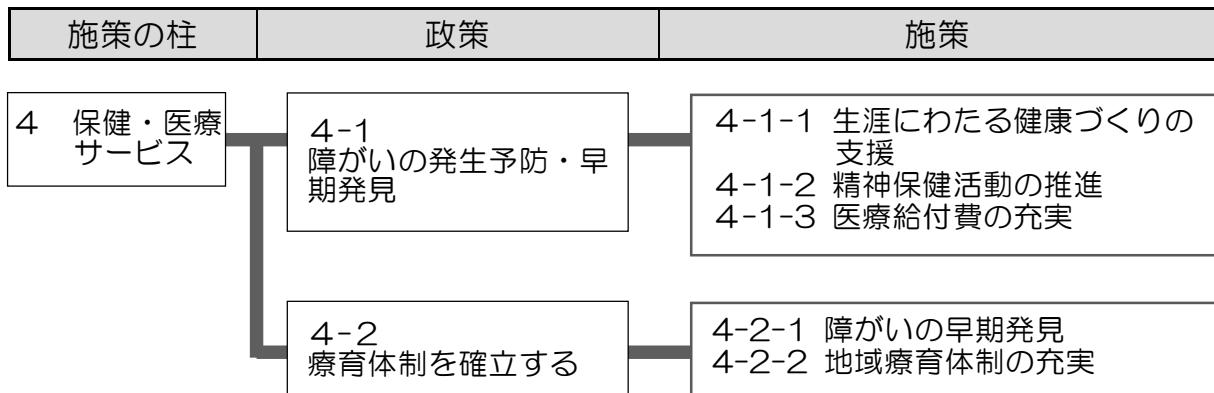
②相談支援におけるケアマネジメント機能の充実（再掲：ページ掲載）**③サービス等利用計画の作成（再掲：ページ掲載）**

(4) 保健・医療サービス

この施策でめざす将来のイメージ

- ①健康づくりを進める体制が充実し、健康への関心が高まっています。
- ②疾病の早期発見、予防体制からリハビリテーションまでの保健・医療体制が充実しています。
- ③障がいのある人も、十分な医療のバックアップのもとに安心して生活しています。
- ④障がい児に対する継続的な地域療育体制が確立され、その保護者や家族への支援体制が充実しています。

「保健・医療サービス」の体系



4-1 障がいの発生予防・早期発見

住民、地域団体等に期待する取組

障がいの発生予防や早期発見をするために…

- ・精神保健を含め、健康管理に関する正しい知識を得るために、さまざまな学習機会に積極的に参加し、その知識を自己の健康管理や家庭・地域に活かします。
- ・各種健診（検診）や保健指導・相談を積極的に活用し、自己の健康管理と生活習慣の改善に努めます。
- ・医療的なりハビリテーションのみならず、自立的な生活のために必要な社会的なりハビリテーション体制について提案します。

事業の体系

施策	事業・方策等
4-1-1 生涯にわたる健康づくり の支援	①乳幼児健康診査の実施（4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児）（別掲） ②母子保健事業としての訪問指導・育児相談の充実（別掲） ③特定健康診査・健康診査・各種検診の実施 ④健康手帳の交付 ⑤健康相談・栄養相談・訪問指導の実施
4-1-2 精神保健活動の推進	①精神保健相談の推進 ②精神保健活動の普及・啓発
4-1-3 医療給付費の充実	①在宅重度心身障害者医療費助成事業の充実（別掲） ②自立支援医療費の給付

施策4-1-1 生涯にわたる健康づくりの支援

住民が生涯の各時期に応じて主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、乳幼児期から就学期にいたる子どもの健康の保持増進を図るために各種健診事業を充実するとともに、成人期から高齢期にいたるまでの各種保健事業の充実に取り組みます。

また、これら事業の実施に際しては、障がいの特性に配慮した実施を検討する等、住民一人ひとりに応じて受けやすいものをめざします。

事業の概要と方針

①乳幼児健康診査の実施（4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児）（別掲：）

②母子保健事業としての訪問指導・育児相談の充実（別掲：）

③特定健康診査・健康診査・各種検診の実施

対象	事業の概要
住 民	各種検診等の実施において、障がい者をはじめ住民の利便性に配慮した実施体制の構築や、実施方法、実施時期等の検討を行い、受診率の向上を図る。
担当名	現況
健康増進室 国保年金担当 後期高齢者医療担当	<ul style="list-style-type: none">・特定健康診査・健康診査の実施・がん検診の実施
	今後の方針
	継続

④健康手帳の交付

対象	事業の概要
住民（40歳以上）	自らの健康管理と適切な医療につながるよう、健康診査の結果やその他検診結果等、自らの健康管理のために必要な事項を記録する健康手帳を交付し、その活用を促進する。 健康手帳がダウンロードできるようになったことからダウンロード先の周知活動の強化も図る。
担当名	現況
健康増進室	平成28年度配布数 85冊
	今後の方針
	継続

⑤健康相談・栄養相談・訪問指導の実施

対象	事業の概要
住民	個々の状態に対応した健康相談・栄養相談・訪問指導を実施する。
担当名	現況
健康増進室	適宜実施
	今後の方針
	継続

施策4-1-2 精神保健活動の推進

心の健康を保持・増進するための施策を実施し、精神保健相談等相談体制の充実を図るとともに、あらゆる機会を捉えて精神保健福祉や精神障がいに対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動を推進します。

事業の概要と方針

①精神保健相談の推進	
対象	事業の概要
障がい者 住 民	保健所、相談支援事業者等の関係機関との連携の上、精神保健相談・受診前相談の充実を図り、精神保健相談を推進する。
担当名	現況
健康増進室 障がい者福祉担当	<ul style="list-style-type: none"> ・精神ケース検討会議の開催（年6回） ・幸手保健所管内市町精神保健福祉担当者連絡会議への参加
	今後の方針
	継続

②精神保健活動の普及・啓発	
対象	事業の概要
障がい者 住 民	心の健康づくりのための健康教育、健康相談を実施する。また、精神保健が正しく認識されるよう、広く住民各層に対する普及・啓発活動を推進する。
担当名	現況
健康増進室 障がい者福祉担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲートキーパー養成講座開催 ・広報ミニ特集 “こころの健康”掲載
	今後の方針
	継続

施策 4-1-3 医療給付費の充実

自立支援医療の普及啓発と利用促進を図るとともに、重度の障がいがある人を対象とした重度心身障害者医療費の助成を実施します。

事業の概要と方針

①在宅重度心身障害者医療費助成事業の充実（別掲：ページ掲載）

②自立支援医療費の給付	
対象	事業の概要
住 民	自立した日常生活や社会生活を営むために必要な医療費の助成制度（更生医療、育成医療、精神通院医療）が一本化された自立支援医療として、指定の医療機関で医療を受けた場合、保険診療にかかる自己負担分の一部を助成する。
担当名	現況
障がい者福祉担当	平成 28 年度 助成件数 延べ 17,743 件
	今後の方針
	継続

4-2 療育体制を確立する

住民、地域団体等に期待する取組

療育体制を確立するために…

- ・乳幼児期からの各種健診事業などをとおして、障がいの早期発見に努めるとともに、発達段階に応じた適切な療育が受けられるよう、積極的に相談機会を活用します。

事業の体系

施策	事業・方策等
4-2-1 障がいの早期発見	<p>①乳幼児健康診査の実施（4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児）</p> <p>②母子保健事業としての訪問指導・育児相談の充実</p>
4-2-2 地域療育体制の充実	<p>①母と子の幼児学級の実施</p> <p>②ことばの相談の実施</p> <p>③心理相談の実施</p> <p>④保護者の情報・交流支援</p> <p>⑤保健・医療・療育機関との連携</p> <p>⑥児童発達支援（再掲）</p> <p>⑦居宅訪問型児童発達支援（再掲）</p> <p>⑧放課後等デイサービス（再掲）</p> <p>⑨保育所等訪問支援（再掲）</p>

施策 4-2-1 障がいの早期発見

4か月、10か月、1歳6か月、3歳の乳幼児健診や新生児訪問、育児学級等を通じて、障がいの多様化に応じた、障がいの早期発見、障がい児の把握に努めます。学齢期においても、適切な治療や療育につなげることができるよう、各種健診事業の充実や関係機関との連携による早期発見の体制づくりを進めます。

事業の概要と方針

①乳幼児健康診査の実施（4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児）									
対象	事業の概要								
乳幼児 保護者	各種の乳幼児健康診査を実施し、乳幼児期における健康の保持・増進を図る。また、疾病や障がいの早期発見により、適切な指導や早期治療・早期療育につなげる。								
担当名	現況								
健康増進室	<table> <tr> <td>・4か月児健診</td><td>226人</td></tr> <tr> <td>・10か月児健診</td><td>224人</td></tr> <tr> <td>・1歳6か月児健診</td><td>257人</td></tr> <tr> <td>・3歳児健診</td><td>253人</td></tr> </table>	・4か月児健診	226人	・10か月児健診	224人	・1歳6か月児健診	257人	・3歳児健診	253人
・4か月児健診	226人								
・10か月児健診	224人								
・1歳6か月児健診	257人								
・3歳児健診	253人								
	今後の方針								
	継続								

②母子保健事業としての訪問指導・育児相談の充実									
対象	事業の概要								
乳幼児 保護者	妊娠・出産・育児にわたる相談機会を充実し、乳幼児や保護者（母体）の健康の保持・増進を支援するとともに、育児不安の解消を図る。								
担当名	現況								
健康増進室	<table> <tr> <td>・健康相談</td><td>984人</td> <td>・訪問支援</td><td>518人</td> </tr> <tr> <td>・随時面接</td><td>327人</td> <td>・電話相談</td><td>79人</td> </tr> </table>	・健康相談	984人	・訪問支援	518人	・随時面接	327人	・電話相談	79人
・健康相談	984人	・訪問支援	518人						
・随時面接	327人	・電話相談	79人						
	今後の方針								
	継続								

施策 4-2-2 地域療育体制の充実

妊娠期や乳幼児期からの各種健診事業や家庭訪問、健康教育・相談事業等を通じて発達や育ちの遅れがある子どもを早期に発見し、支援が必要な子どもに対して、地域で適切な療育が行えるよう、継続的な支援体制を確立します。

また、障がいの多様化に応じて、障がい児の親の相談体制の充実や仲間づくりへの支援を継続的に支援します。障がい児通所支援の提供を実施します。

事業の概要と方針

①母と子の幼児学級の実施	
対象	事業の概要
乳幼児 保護者	ことばや発達の遅れ等がある幼児や子どもとの接し方に悩みをもつ保護者に対して保健師をはじめ保育士、言語聴覚士、 臨床心理士 が遊びを通じて指導する「母と子の幼児学級」を実施する。
担当名	現況
健康増進室	・かるがもクラブ 12回/年実施、延 125組参加 今後の方針 継続

②ことばの相談の実施	
対象	事業の概要
乳幼児 保護者	言語機能に問題がある乳幼児に対しては、言語聴覚士による相談を実施する。
担当名	現況
健康増進室	ことばの相談 全 52回実施、延 261組 今後の方針 継続

③心理相談の実施

対象	事業の概要
乳幼児 保護者	発達の遅れがみられる乳幼児や障がいのある乳幼児をかかえる保護者、あるいは子どもへの接し方に悩みをもつ保護者を対象に、臨床心理士による相談を実施する。
担当名	現況
健康増進室	心理相談 全 43 回実施、延 94 組
	今後の方針
	継続

④保護者の情報・交流支援

対象	事業の概要
障がい児 保護者	障がい児をかかえる保護者の悩みや不安等を解消するため、情報交換や交流が図れる場を提供する。
担当名	現況
健康増進室	障害のあるお子さんの情報交換会 1回/年実施 10 人参加
	今後の方針
	継続

⑤保健・医療・療育機関との連携

対象	事業の概要
障がい児	乳幼児や就学期の子どもの健康増進と障がいの発見、早期治療・早期療育のため、保健・医療・療育の関係機関の連携を強化し、定期的な情報交換や協議を行う等、総合的な支援体制を確立する。
担当名	現況
健康増進室 学校教育担当 障がい者福祉担当 こども未来室 子育て応援室	<ul style="list-style-type: none"> ・就学支援委員会 3回/年 ・ケース対応会議実施 6回 ・養育支援連絡票 6人 ・隨時、他機関等とケース連絡実施
	今後の方針
	継続

⑥児童発達支援（再掲：）

⑦居宅訪問型児童発達支援（再掲：）

⑧放課後等デイサービス（再掲：）

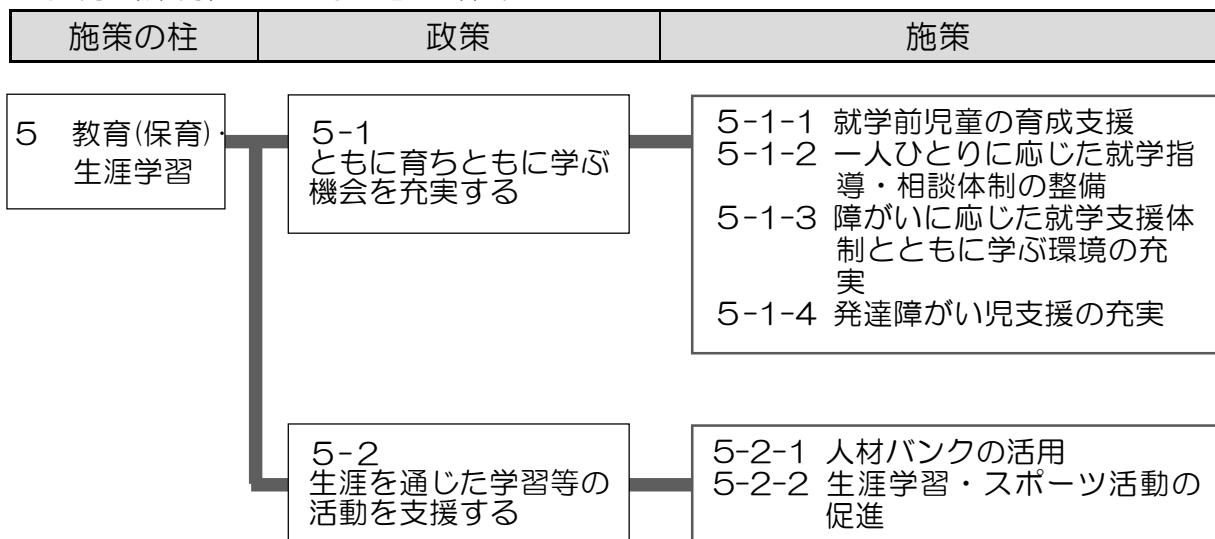
⑨保育所等訪問支援（再掲：）

(5) 教育(保育)・生涯学習

この施策でめざす将来のイメージ

- ①障がいのあるなしにかかわらず、誰もが地域の中で“ともに育ちともに学び”、地域につながりを広げています。
- ②誰もが生涯学習活動、スポーツ・レクリエーションなどに気軽に参加できるよう、そのためのサービスが充実しています。

「教育(保育)・生涯学習」の体系



5-1 ともに育ちともに学ぶ機会を充実する

住民、地域団体等に期待する取組

ともに育ちともに学ぶ機会を共有するために…

- ・障がいのあるなしにかかわらず、次代を担う子どもたちが地域の中でともに育ち、ともに学び、お互いの理解を深めます。
- ・専門家による相談や、就学支援の場を活用しながら、最も望ましい就学の機会が得られるよう努めます。
- ・発達障がいにかかる正しい理解を深め、必要な相談や支援をとおして、一人ひとりに応じた教育環境を確保します。

事業の体系

施策	事業・方策等
5-1-1 就学前児童の育成支援	①保健・医療・療育機関との連携（再掲） ②障がい児保育を進めるための環境の整備 ③通園による療育事業の実施 ④保育所等への巡回相談 ⑤障がい児の幼稚園への通園及び自立支援 ⑥一時保育と子育て支援センターの充実 ⑦生活サポート事業（再掲）
5-1-2 一人ひとりに応じた就学指導・相談体制の整備	①幼少連絡協議会の実施 ②就学前相談の充実 ③就学支援委員会の運営（多様な教育機会の選択）
5-1-3 障がいに応じた就学支援体制とともに学ぶ環境の充実	①特別支援教育の推進 ②特別支援教育サポーターの配置 ③専門家による巡回相談の充実 ④通級指導の実施 ⑤支援籍による共同学習等の実施 ⑥交流教育の推進 ⑦進路指導の実施 ⑧学童保育（児童クラブ）の充実 ⑨教職員研修の実施 ⑩学校施設の改善

施策	事業・方策等
5-1-4 発達障がい児支援の充実	①発達障がいに関する理解促進
	②発達障がい児等の教育支援体制の充実

施策 5-1-1 就学前児童の育成支援

就学前の障がい児が、発達段階に応じて必要な知識や技能を身につけられるよう、継続的な支援体制の充実や町立施設をはじめとして保育園・幼稚園における受入体制の整備充実に努めます。また、地域の中で、より多くのかかわりを持ち、お互いに理解し、協力し合える環境づくりを進めます。

事業の概要と方針

①保健・医療・療育機関との連携（再掲：ページ掲載）

②障がい児保育を進めるための環境の整備	
対象	事業の概要
障がい児	保育園において、集団保育が可能な障がい児の受け入れを進め、その発達状況や個性をふまえながら集団の中での成長を支援する。 また、障がいのあるなしにかかわらず互いを認めあい、楽しく集団生活できるよう、保育環境を整備・充実する。
担当名	現況
こども未来室 子育て応援室	みやしろ保育園 1名受け入れ 今後の方針 継続

③通園による療育事業の実施

対象	事業の概要
障がい児	障がい児が、発達段階に応じて必要な知識や技能を身につけられるよう、通園により、基本的動作の指導・訓練及び給食保健衛生並びに集団生活への適応訓練等の療育を実施し、健やかな発育を支援する。
担当名	現況
子育て応援室	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児デイサービス事業 ・のびのびルーム 3人
	今後の方針
	継続

④保育所等への巡回相談

対象	事業の概要
保育所 幼稚園 学童保育所	集団生活が可能な障がい児の受け入れを行っている保育園等に対し、より専門的な支援を行える職員を派遣し、障がい児の適切な発育を支援する。
担当名	現況
障がい者福祉担当	委託により実施
子育て応援室	今後の方針
	充実
	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問回数の増

⑤障がい児の幼稚園への通園及び自立支援

対象	事業の概要
障がい児	保護者の負担軽減を図り、幼児教育の振興に資するため、心身障がい児就園人数と補助単価に基づき、予算の範囲内において助成金を交付する。
担当名	現況
こども未来室	<p>平成 28 年度 助成者数 4人</p>
	今後の方針
	継続

⑥一時保育と子育て支援センターの充実

対象	事業の概要
児童 保護者	児童の保護者が、家族の看病や冠婚葬祭等のために一時的に保育ができない場合に対応できるよう、一時保育事業の充実を図る。 また、子育てに関する悩みの相談に応じるとともに、親子で気軽に遊ぶ場を提供する子育て支援センターを充実する。
担当名	現況
子育て応援室 こども未来室 障がい者福祉担当	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保育実施数 ○箇所 ・子育て支援センター設置数 ○箇所
	今後の方針
	継続

⑦生活サポート事業（再掲：ページ掲載）

施策5-1-2 一人ひとりに応じた就学指導・相談体制の整備

障がい児が地域とかかわり合いながら、社会性を身につけ、人間関係の拡がりが持てるよう、また、障がいのあるなしにかかわらず子どもたちが互いに成長していくよう“ともに学ぶ”ことを基本に、障がい児本人や保護者の意向を尊重しながら、一人ひとりに応じた適切かつ多様な学習機会の確保に努めます。

事業の概要と方針

①幼少連絡協議会の実施

対象	事業の概要
障がい児	就学前の障がい児に対し、その状況に応じた適切な支援を継続的に行えるよう、就学直前に学校と保育園・幼稚園の担任等の関係者による情報交換等を行い、相互理解を図る。
担当名	現況
学校教育担当	<ul style="list-style-type: none"> ・各小学校において幼保小連絡会を実施
	今後の方針
	継続

②就学前相談の充実

対象	事業の概要
障がい児 保護者	障がい児の保護者と学校等の関係者が就学に向けた話し合いの場をもち、障がい児にとって最も望ましい就学のあり方について保護者が判断できるよう、相談支援を行う。
担当名	現況
学校教育担当	<ul style="list-style-type: none"> ・全小学校で就学時の発達（知能）検査・健康診断及び就学相談を実施 ・保護者と就学先について「就学支援相談会」を実施
	今後の方針
	継続

③就学支援委員会の運営（多様な教育機会の選択）

対象	事業の概要
小中高生 保護者	就学予定者も含めLDやADHD等、教育上特別な支援を必要とする児童生徒の最適な教育的支援のあり方について、保護者等が判断できるよう、教育・医療・福祉等専門的分野からの助言を行う。 また、障がい児一人ひとりへの支援を具体化する「個別支援計画」の作成に関する助言指導等を行う。
担当名	現況
学校教育担当	就学支援委員会の実施
	今後の方針
	継続

施策5-1-3 障がいに応じた就学支援体制とともに学ぶ環境の充実

障がいに応じて適切な学習支援を受け、持てる能力や可能性を最大限伸ばすことができるよう、障がいのある児童生徒・保護者の意向や状況を尊重しながら、関係機関の連携による多様な教育機会の確保に努めます。

また、教育施設のバリアフリー化など施設面の改善、整備をめざすとともに、障がい児の放課後における居場所を確保し、保護者の負担の軽減も図ります。

事業の概要と方針

①特別支援教育の推進	
対象	事業の概要
障がい児	<p>障がい児の一人ひとりの教育的ニーズに応じて、そのもてる力を高めることができるよう、町内の小中学校の「特別支援学級」の適正な配置を進める。</p> <p>また、特別支援学級や普通学級に在籍する障がい児童に対し、一人ひとりに応じた「個別支援計画」を作成し、特別支援学校との連携を図りながら適切な指導・支援を行う。</p>
担当名	現況
学校教育担当	<ul style="list-style-type: none"> ・全小中学校に特別支援学級設置 ・特別な支援を要する児童生徒等への個別の支援計画
	今後の方針
	継続

②特別支援教育サポーターの配置

対象	事業の概要
障がい児	小中学校において、障がい児への生活介助、学習活動のサポート等を行う特別支援教育支援員や介助員を配置する。
担当名	現況
学校教育担当	<p>全小学校の特別な支援を要する児童に対する生活介助・学習活動をサポートする「特別支援教育サポーター」を配置</p>
	今後の方針
	継続

③専門家による巡回相談の充実

対象	事業の概要
障がい児	障がい児に対する適切な指導・支援を行うため、特別支援学校のコーディネーター等によるサポートチームが各学校を訪問し、実態の把握や担当教職員への指導・助言等を行う。
担当名	現況
学校教育担当	サポートチームによる教職員への指導方法支援及び保護者面談
	今後の方針
	継続

④通級指導の実施

対象	事業の概要
障がい児	通常の学級に在籍する児童生徒に対し、通級指導教室を活用して、障がいの状態に応じた特別な指導を行う。
担当名	現況
学校教育担当	通級指導教室（ことばの教室）の教室の実施
	今後の方針
	継続

⑤支援籍による共同学習等の実施

対象	事業の概要
児童生徒	特別支援学校に在籍する児童生徒が、住所を有する通学区域の小中学校に支援籍を置き、同じクラスメイトとして、ともに行事・授業を受けることにより、相互理解を深める機会を提供する。
担当名	現況
学校教育担当	宮代特別支援学校及び春日部特別支援学校において支援籍学習の実施
	今後の方針
	継続

⑥交流教育の推進

対象	事業の概要
児童生徒	障がいのあるなしにかかわらず互いを認めあい、理解を深め、支えあえるよう、特別支援学校と町内の小中学校において行事や交流事業を実施する。
担当名	現況
学校教育担当	宮代特別支援学校と百間小学校・前原中学校で、交流事業を実施。 今後の方針 継続

⑦進路指導の実施

対象	事業の概要
障がい児 保護者	高等教育機関、特別支援学校、障害者施設等の関係機関との連携のもとに、障がい児の発達状況や家族等の意向をふまえた適切な進路指導を行う。
担当名	現況
学校教育担当	・保護者との就学相談会の実施 ・一人一人の応じた適切な進路指導 今後の方針 継続

⑧学童保育（児童クラブ）の充実

対象	事業の概要
障がい児 保護者	集団保育が可能な場合で、放課後保育を必要とする障がい児を受け入れる学童保育を充実し、障がい児の放課後の居場所づくりを進めるとともに、障がい児をもつ保護者等の社会参加を支援する。
担当名	現況
福祉課 子育て支援室	平成28年度 利用者 10人 今後の方針 継続

⑨教職員研修の実施

対象	事業の概要
教職員	障がいに対する深い理解と認識をもち、一人ひとりの障がいの状態や発達段階等に応じたきめ細かな指導を実施するため、教職員に対する研修を行う。
担当名	現況
学校教育担当	宮代特別支援学校との共催の研修の実施
	今後の方針
	継続

⑩学校施設の改善

対象	事業の概要
障がい児	小中学校施設のバリアフリー化について、引き続き整備を促進する。
担当名	現況
学校教育担当	適宜実施
	今後の方針
	継続

施策5-1-4 発達障がい児支援の充実

LD（学習障がい）やADHD（注意欠陥／多動性障がい）等全般的な知的発達に遅れはないものの、特定の分野で困難のある児童生徒に対し、発達障害者支援センター等の関係機関と連携、調整を図りながら、適切な支援を実施します。

事業の概要と方針

①発達障がいに関する理解促進

対象	事業の概要
住民	広く町民に対し、発達障がいに関する正しい知識と理解を深めるため、広報やホームページの活用、パンフレット等による周知を行うとともに、学校教育や生涯学習、保健事業等関連事業との連携を図り、多くの機会を捉えながら理解促進を図る。
担当名	現況
障がい者福祉担当 こども未来室 子育て応援室 健康増進室 学校教育担当	職員研修の実施
	今後の方針
	継続

②発達障がい児等の教育支援体制の充実

対象	事業の概要
障がい児 保護者	発達障がい児等に対し、特別支援学校のコーディネーター等で構成されたサポートチームによる指導助言体制の充実や、各小中学校への発達障害者等特別支援教育指導者の配置等、教育支援体制を推進する。
担当名	現況
学校教育担当	サポートチームによる学校訪問の指導助言
	今後の方針
	継続

5-2 生涯を通じた学習等の活動を支援する

住民、地域団体等に期待する取組

生涯を通じた学習等の活動のために…

- ・生涯を通じて自己を高め、世代や性別を超えた地域との交流を深めるため、さまざまな生涯学習機会を積極的に利用します。

事業の体系

施策	事業・方策等
5-2-1 人材バンクの活用	<p>①まちづくり人材登録「やりたいゾウ」の充実（再掲）</p> <p>②スポーツ指導者の確保</p>
5-2-2 生涯学習・スポーツ活動の促進	<p>①自主サークルの支援</p> <p>②出前講座「まちしるベエ」の充実（再掲）</p> <p>③図書館サービスの提供</p> <p>④地域活動等への参加支援（再掲）</p> <p>⑤障がい者団体・家族会の活動支援（再掲）</p> <p>⑥社会参加促進事業（芸術・文化講座）（再掲）（地域生活支援事業）</p> <p>⑦社会参加促進事業（奉仕員養成研修事業）（再掲）（地域生活支援事業）</p> <p>⑧社会参加促進事業（スポーツ・レクリエーション）（再掲）（地域生活支援事業）</p>

施策5-2-1 人材バンクの活用

障がい者スポーツの参加意向に対応するため、町の人材バンクなどを活用し、スポーツ指導者の確保を行います。多くの障がい者、障がい児にスポーツを体験してもらい、活動的な生活を送ってもらうよう、支援します。

事業の概要と方針

①まちづくり人材登録「やりたいゾウ」の充実（再掲：ページ掲載）

②スポーツ指導者の確保	
対象	事業の概要
住民 障がい者	さまざまな種目のスポーツ指導者を確保し、障がい者のスポーツに対する参加意欲を高める。
担当名	現況
障がい者福祉担当	町の人材バンク「やりたいゾウ」や県の「スポーツリーダーズバンク」の活用
	今後の方針
	継続

施策5-2-2 生涯学習・スポーツ活動の促進

自分の学びたいことを見つける、きっかけとして出前講座や自主グループの育成を支援します。それを通じて、自主的に学習や文化活動を続けていくことができるよう、図書館サービス等、施設の充実を図ります。

また、障がいのあるなしにかかわらずスポーツやレクリエーションをとおしてふれあいや交流を図り、障がいや障がい者への理解を深められる環境づくりを進めます。

事業の概要と方針

①自主サークルの支援	
対象	事業の概要
住 民 障がい者	自主的に文化活動、スポーツ・レクリエーション活動等を行うグループ等を支援する。 また、障がい者の多様なニーズの把握に努めるとともに、ボランティア等の支援により、障がい者が参加しやすい環境づくりを進める。
担当名	現況
各担当	自主サークルの相談に応じ、各活動に応じた人材、施設 や各種制度の紹介を実施。
	今後の方針
	継続

②出前講座「まちしるベエ」の充実（再掲：ページ掲載）

③図書館サービスの提供	
対象	事業の概要
住 民 障がい者	町民の文化・教養・調査・研究・レクリエーション等活動に資するため、図書館サービスを提供する。 また、視覚等の障がいに対応する図書サービスを引き続き提供する。
担当名	現況
生涯学習室	スクリーンリーダーの設置
	今後の方針
	継続

④地域活動等への参加支援（再掲：ページ掲載）

⑤障がい者団体・家族会の活動支援（再掲：ページ掲載）

⑥社会参加促進事業（芸術・文化講座）（再掲：ページ掲載）
(地域生活支援事業)

⑦社会参加促進事業（奉仕員養成研修事業）（再掲：ページ掲載）
(地域生活支援事業)

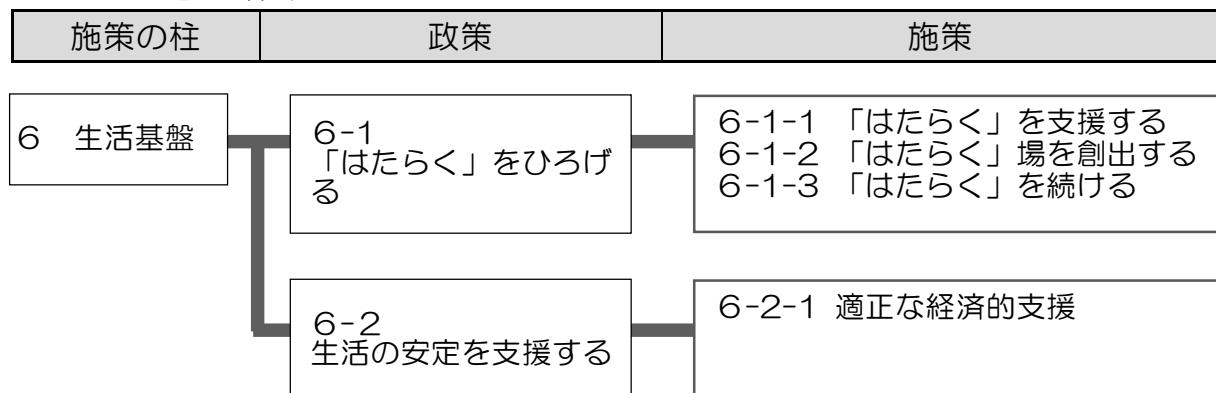
⑧社会参加促進事業（スポーツ・レクリエーション）（再掲：ページ掲載）
(地域生活支援事業)

(6) 生活基盤

この施策でめざす将来のイメージ

- ①就労の機会が増大され、それぞれの特性や能力に応じた働き方が地域に広がっています。
- ②「はたらく」を続けるための生活支援が整備されています。

「生活基盤」の体系



6-1 「はたらく」をひろげる

住民、地域団体等に期待する取組

「はたらく」を実現するために…

- ・自分なりの働き方で地域とかかわり、地域に貢献しながら、自分らしい生き方をめざします。
- ・障がいがある人の就労支援のための制度を理解し、障がいのある人への就労機会の提供や就労環境の充実に努めます。
- ・障がいのある人とともに働き、障がいのある人の「はたらく」を応援します。

事業の体系

施策	事業・方策等
6-1-1 「はたらく」を支援する	①就労支援センター等の充実（障がい福祉計画） ②就労訓練の場の提供（障がい福祉計画） ③障害者職業センター等での訓練の促進 ④福祉作業所「ひまわりの家・すだちの家」 ⑤福祉の店の支援 ⑥就職支度金支給事業（地域生活支援事業） ⑦知的障害者職親委託事業（地域生活支援事業） ⑧就労移行支援（再掲）（障がい福祉サービス） ⑨就労継続支援（A型・B型）（再掲）（障がい福祉サービス） ⑩就労定着支援（再掲）
6-1-2 「はたらく」場を創出する	①障がい者の雇用の場の創出（障がい福祉計画） ②福祉施設等の受注機会の拡大 ③新しい村を活用した雇用促進 ④障がい者雇用の普及・啓発
6-1-3 「はたらく」を続ける	①相談支援事業（再掲）（地域生活支援事業） ②就労支援センター等の充実（再掲）（障がい福祉計画） ③障害者就業・生活支援センターの利用促進 ④就労定着支援（再掲）

施策6-1-1 「はたらく」を支援する

就労支援の充実はもとより、就労の定着にも重点を置いて、支援のしくみづくりを進めます。

事業の概要と方針

①就労支援センター等の充実（障がい福祉計画）	
対象	事業の概要
障がい者	障がい者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、安心して働き続けられるよう、さまざまなニーズに応えた、就労と生活の支援の充実を図る。
担当名	現況
障がい者福祉担当	市町間の協定により久喜市就労支援センターにて就労支援を実施
	今後の方針
	継続

②就労訓練の場の提供（障がい福祉計画）	
対象	事業の概要
障がい者	就労移行支援後、就労継続支援事業所等と連携を図り、就労訓練の場を整備する等就労前の訓練の充実を図る。
担当名	現況
障がい者福祉担当	役場庁舎、図書館等で訓練を実施
	今後の方針
	継続

③障害者職業センター等での訓練の促進

対象	事業の概要
障がい者	障がい者の就労の促進に向け、技能の習得を図ることを目的に障害者職業センター等での訓練について周知する
担当名	現況
障がい者福祉担当	適宜実施
	今後の方針
	継続

④福祉作業所「ひまわりの家・すだちの家」

対象	事業の概要
障がい者	就労の機会が限られている障がい者の社会参加の促進を図るため、自立に必要な職業訓練及び生活訓練等を行う。
担当名	現況
障がい者福祉担当	平成28年度 利用者数 45人
	今後の方針
	継続 ・実施体制の見直し

⑤福祉の店の支援

対象	事業の概要
障がい者	福祉作業所の就労訓練の場として、また、在宅の障がい者の社会参加や地域コミュニティへの参加機会の場となっている福祉の店の支援を行う。
担当名	現況
障がい者福祉担当	庁舎、進修館等に福祉の店を開設
	今後の方針
	継続

⑥就職支度金支給事業（地域生活支援事業）

対象	事業の概要
障がい者	就労移行支援事業等の訓練を終了し、就職等により自立する者に、就職支度金を給付し、社会参加を促進する。
担当名	現況
障がい者福祉担当	平成28年度 利用者数 〇人
	今後の方針
	継続

⑦知的障害者職親委託事業（地域生活支援事業）

対象	事業の概要
障がい者	知的障がい者に生活指導・技能習得訓練を行い、就職に必要な基礎とともに雇用の促進と職場への定着率を高める。
担当名	現況
障がい者福祉担当	平成28年度 利用者数 1人
	今後の方針
	継続

⑧就労移行支援（再掲：ページ掲載）（障がい福祉サービス）

⑨就労継続支援（A型・B型）（再掲：ページ掲載）（障がい福祉サービス）

⑩就労定着支援（再掲：ページ掲載）（障がい福祉サービス）

施策6-1-2 「はたらく」場を創出する

働き方は個人の障がいの状況によって一様ではないため、障がいの特性や本人の希望に応じたさまざまな働き方を地域に広げていく必要があります。

このため、関係機関との連携を強化し、障がいのある人が長く地域で働いていくように、職場の理解を促し、意識を高めるなど障がい者の受入体制の整備を進めます。

事業の概要と方針

①障がい者の雇用の場の創出（障がい福祉計画）	
対象	事業の概要
障がい者	町と商工会、特別支援学校、ハローワーク、そして福祉関係機関等との連携を強化し、障害者就労継続支援A型事業所立上げのもと、障がい者の雇用の場を拡大していく。
担当名	現況
障がい者福祉担当 庶務職員担当	職員採用試験において障がい者の募集を実施。 今後の方針 継続

②福祉施設等の受注機会の拡大	
対象	事業の概要
事業所等	福祉施設等の受注を拡大し、障がい者の仕事を確保することにより、職業的自立を進める。
担当名	現況
障がい者福祉担当 各関係部署	障害福祉サービス事業所へ郷土資料館、保健センターの清掃業務を発注等隨時実施 今後の方針 継続

③新しい村を活用した雇用促進	
対象	事業の概要
障がい者	「新しい村」での物品の販売、農業サービス等の作業等、障がい者の雇用促進・就労機会の提供を行う。
担当名	現況
商工観光担当	物品の販売
障がい者福祉担当	今後の方針
	継続

④障がい者雇用の普及・啓発	
対象	事業の概要
事業所等	事業者等に対し、障がい者雇用にかかる各種制度の周知とともに、多様な勤務形態の推進を働きかけ、障がい者雇用の理解を広げていく。
担当名	現況
障がい者福祉担当	各制度の周知
商工観光担当	今後の方針
	継続

施策 6-1-3 「はたらく」を続ける

「はたらく」支援や「はたらく」場の創出とともに、「はたらく」ことを続けていくためには、職場での人間関係や、障がい者自身の成長など、たくさんの課題があります。そのためには相談窓口の充実や職場の意識の醸成などの環境整備が必要であり、関係各所との連携体制を構築することにより、障がい者の方が長く働くよう支援します。

事業の概要と方針

①相談支援事業（再掲：ページ掲載）（地域生活支援事業）

②就労支援センター等の充実（再掲：ページ掲載）（障がい福祉計画）

③障害者就業・生活支援センターの利用促進

対象	事業の概要
障がい者	就職や職場への定着が困難な障がい者の就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に実施する就業・生活支援センターの利用促進を図る。
担当名	現況
障がい者福祉担当	平成28年度 センター利用の就労人数4人
	今後の方針
	継続

④就労定着支援（再掲：ページ掲載）（障がい福祉計画）

6-2 生活の安定を支援する

住民、地域団体等に期待する取組

生活の安定を図るために…

- ・経済的な不安の解消や負担軽減のため、各種の手当や助成事業、貸付制度について町に相談し、利用条件に応じた活用を図ります。

事業の体系

施策	事業・方策等
6-2-1 適正な経済的支援	<p>①各種貸付・割引制度の周知</p> <p>②特別障害者手当・障害児福祉手当・特別扶養手当の事務</p> <p>③在宅重度心身障害者手当の支給</p> <p>④在宅重度心身障害者医療費助成事業の充実</p> <p>⑤自立支援医療の給付（再掲）</p> <p>⑥障害年金の周知</p>

施策6-2-1 適正な経済的支援

介護、治療等に伴う経済的負担を軽減するため、各種手当給付等について周知を徹底し、制度の充実を図ります。

事業の概要と方針

①各種貸付・割引制度の周知	
対象	事業の概要
住民 障がい者 その家族	障がい者やその家族の経済的負担を軽減するため、広報等を通じて各種貸付・割引制度の周知を図る。
担当名	現況
障がい者福祉担当	適宜紹介
	今後の方針
	継続

②特別障害者手当・障害児福祉手当・特別扶養手当の事務	
対象	事業の概要
障がい者	重度の障がい者や障がい児またはその養育者に対する各手当の受給事務を行う。
担当名	現況
障がい者福祉担当 こども未来室	適宜紹介
	今後の方針
	継続

③在宅重度心身障害者手当の支給

対象	事業の概要
障がい者	在宅の重度の障がい者に対し、在宅重度心身障害者手当を支給する。
担当名	現況
障がい者福祉担当	平成28年度 延べ6,104人
	今後の方針
	継続

④在宅重度心身障害者医療費助成事業の充実

対象	事業の概要
障がい者	重度の心身障がい児者が負傷疾病等により医療給付を受けた場合、保険診療の自己負担分を助成する。
担当名	現況
障がい者福祉担当	平成28年度 延べ17,743人
	今後の方針
	継続

⑤自立支援医療の給付（再掲：ページ掲載）

⑥障害年金の周知

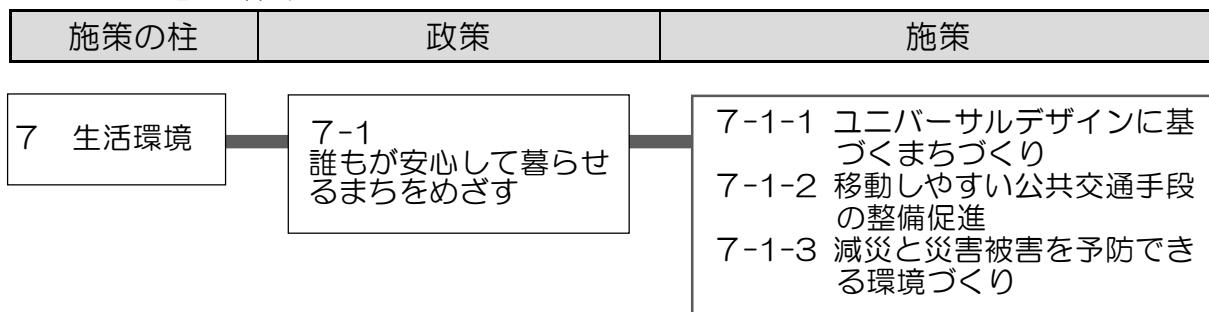
対象	事業の概要
障がい者	制度を周知し、経済的負担の軽減を図る。
担当名	現況
障がい者福祉担当	適宜紹介
	今後の方針
	継続

(7) 生活環境

この施策でめざす将来のイメージ

- ①誰もが使いやすい生活環境、都市基盤が整備され、社会参加が容易になります。
- ②誰にとっても、安全で安心して暮らせるまちとなっています。

「生活基盤」の体系



7-1 誰もが安心して暮らせるまちをめざす

住民、地域団体等に期待する取組

誰もが安全で安心して暮らすために…

- ・障がいのある人をはじめ、町民の誰にとっても安全な地域となるよう、福祉のまちづくりへの理解を深め、自らができることに心がけます。
- ・住み慣れた地域が、誰にとっても安心した生活の場となるよう、自主防犯・防災などに積極的に取り組み、災害時の助け合いに努めます。

事業の体系

施策	事業・方策等
7-1-1 ユニバーサルデザインに基づくまちづくり	①福祉のまちづくりの推進 ②公共施設等の改善 ③学校施設の改善（再掲）
7-1-2 移動しやすい公共交通手段の整備促進	①町内循環バスの運行 ②鉄道・バスの施設改善要請
7-1-3 減災と災害被害を予防できる環境づくり	①自主防災組織の支援 ②防災訓練の充実 ③災害時要援護者支援体制の整備 ④災害・防災時の情報提供の促進 ⑤防犯体制の整備 ⑥交通安全教育の実施 ⑦交通安全施設の充実 ⑧消費者保護の充実

施策7-1-1 ユニバーサルデザインに基づくまちづくり

公共施設や公園・緑地・道路整備等の改善・整備にあたっては、障がいのある人等へ配慮した整備を実施するとともに、ユニバーサルデザインに基づく改善・整備を行い、利用しやすい施設づくりを進めます。

事業の概要と方針

①福祉のまちづくりの推進	
対象	事業の概要
住 民	歩道の確保や段差の解消、公共施設のバリアフリー化等、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「埼玉県福祉のまちづくり条例」等に基づき、誰もが使いやすく整備されたまちづくりを進める。また、福祉のまちづくりについて周知を図る。
担当名	現況
各施設担当	適宜実施
	今後の方針
	継続

②公共施設等の改善	
対象	事業の概要
住 民	公共施設や公園・緑地・道路整備等の整備、改善にあたっては、誰でも使いやすい施設となるよう、整備にあたってはユニバーサルデザインを取り入れ整備する。
担当名	現況
各施設担当	適宜実施
	今後の方針
	継続

③学校施設の改善（再掲：ページ掲載）

施策 7-1-2 移動しやすい公共交通手段の整備促進

鉄道・バスの施設においては、ユニバーサルデザインに基づく改善が図られるよう引き続き要請し、誰にとっても利用しやすい環境づくりを進めます。
町内循環バスについては、身近な交通手段として利便性の向上に努めます。

事業の概要と方針

①町内循環バスの運行	
対象	事業の概要
障がい者 住 民	障がい者等の外出、社会参加を支援するため、公共交通サービスである町内循環バスの利便性の向上に努め、その利用を促進する。
担当名	現況
管財担当	利用者数 平成 27 年度 42,259 人 平成 28 年度 47,285 人 今後の方針 繼続

②鉄道・バスの施設改善要請	
対象	事業の概要
住 民	鉄道等の公共交通機関が誰にとっても安全で利用しやすいものとなるよう、施設の改善を働きかける。
担当名	現況
政策担当	町内駅において、エレベーター及び多機能トイレを整備 今後の方針 繼続

施策 7-1-3 減災と災害被害を予防できる環境づくり

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域における自主防災組織及び自主防犯組織の活動等を支援するとともに、防災訓練などに障がい者、障がい児が積極的に参加し、普段から災害時の避難方法を相互理解し、地域住民と助け合える関係性を構築するよう、地域防災活動を支援します。

事業の概要と方針

①自主防災組織の支援	
対象	事業の概要
住 民	災害による被害を最小限にし、また、災害時に障がい者等の安全を確保できるよう、自主防災組織を育成・支援する。
担当名	現況
生活安全担当	平成 29 年 5 月末 自主防災組織率 100%
	今後の方針
	継続

②防災訓練の充実	
対象	事業の概要
住 民 障がい者	災害弱者である障がい者等の安全の確保と、適切かつ迅速な救出・援護が図れるよう、防災訓練の充実に努めるとともに、災害弱者の積極的な参加促進を図る。
担当名	現況
生活安全担当 障がい者福祉担当	平成 28 年度 防災訓練実績 町主催 1 回 自主防災会主催 27 回
	今後の方針
	継続

③災害時要援護者支援体制の整備

対象	事業の概要
障がい者	障がい者等が災害時に適切かつ迅速に避難誘導され、必要な支援が受けられる体制を整備する。
担当名	現況
高齢者支援担当 障がい者福祉担当 生活安全担当	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者登録制度 登録者数 718人（うち障がい者 233人） ・出前講座等による個別支援計画作成促進
	今後の方針
	充実
	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の整備

④災害・防災時の情報提供の促進

対象	事業の概要
障がい者 住民	災害時における避難場所の周知や防災情報メール、ファックス、データ放送等を活用した情報提供を図る。
担当名	現況
生活安全担当 障がい者福祉担当	適宜実施
	今後の方針
	充実

⑤防犯体制の整備

対象	事業の概要
住民	防犯計画に基づき、住民一人ひとりの防犯意識の高揚に努めるとともに、関係機関との協力のもと地域住民と連携した防犯活動を実施する。また、防犯灯を整備する。
担当名	現況
生活安全担当	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回防犯のまちづくり推進協議会の実施 ・自主防犯組織数 14団体 ・防犯灯新設数 10か所（平成28年度）
	今後の方針
	継続

(6)交通安全教育の実施

対象	事業の概要
住 民	交通安全に関する意識啓発等により、障がい者等を交通災害から未然に防ぎ、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう環境づくりを推進する。
担当名	現況
生活安全担当	平成 28 年度 ・交通安全街頭キャンペーン実施
	今後の方針
	継続

(7)交通安全施設の充実

対象	事業の概要
住 民	交通事故多発箇所を改善するとともに、ドライバーへの注意を喚起するため、道路反射鏡の設置や道路照明灯の修繕等交通事故を未然に防ぐ環境づくりを推進する。
担当名	現況
生活安全担当	平成 28 年度 ・道路反射鏡の設置や道路照明灯の修繕
	今後の方針
	継続

(8)消費者保護の充実

対象	事業の概要
住 民	悪徳商法や契約トラブル、架空請求等から消費者の利益を擁護し、被害からの救済、被害の未然防止を図るため、専門の消費生活相談員による相談窓口を開設するとともに、関係機関と連携し、各種情報の提供や講習会等を開催する。
担当名	現況
商工観光担当	消費生活相談員による相談の実施
	今後の方針
	継続

第3章

宮代町障がい福祉計画 及び障がい児福祉計画

1. 目標値の設定と計画の体系

(1) 障がい福祉計画の目標値の設定

1-1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国 の 考え方

平成32年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定します。当該数値目標の設定に当たっては、平成28年度末時点の施設入所者数から9%以上の数を地域生活へ移行することを基本として設定。

平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から、2%以上削減することを基本として設定。

宮代町の考え方

共同生活援助の整備等により、平成28年度末時点の施設入所者数から9.3%を地域生活へ移行することを基本として地域生活移行者数を4人と設定します。

区分	数値
【基準値】平成28年度末の施設入所者数（A）	43人
【目標値】地域生活移行者数（A×9.3%）	4人

1－2 精神科病院から地域生活への移行促進

国 の 考え方

平成32年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置。

宮代町の考え方

保健、医療、福祉関係者との連携を図り、協議の場を設置します。

区分	数値
【目標値】平成32年度末までに、協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	1か所

1－3 地域生活支援拠点等の整備

国 の 考え方

平成32年度末までに障がいのある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備。

宮代町の考え方

広域での整備も認められていることから、同様に広域で設置している地域自立支援協議会の構成市町と連携し、整備等を検討します。

区分	数値
【目標値】平成32年度末の整備数	1か所

1-4 福祉施設から一般就労への移行

国の考え方

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者は、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とする。

就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末利用者から2割以上を増加。
就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。

就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。

宮代町の考え方

これまでの実績を鑑み、目標として、一般就労移行者を6人、就労移行支援事業の利用者を23人と設定し、1年後の職場定着率を80%として設定します。また、就労移行率が3割以上の事業所を5割以上として設定します。

区分	数値
【基準値】平成28年度の一般就労移行者数	4人
【目標値】平成32年度の一般就労移行者数	6人

区分	数値
【基準値】平成28年度の就労移行支援利用者数	18人
【目標値】平成32年度の就労移行支援利用者数	23人

区分	数値
【目標値】就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合 平成32年度	50.00%

区分	数値
【目標値】就労定着支援事業開始1年後の職場定着率 平成31年度・平成32年度	80.00%

(2) 障がい児福祉計画の目標値の設定

2-1 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

国 の 考 え 方

平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置を基本として設置。

平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用する体制を構築。

宮代町の考え方

児童発達支援センターの設置については、広域での整備も認められていることから、地域自立支援協議会の構成市町と連携し、設置します。

保育所等訪問支援の利用については、近隣市に保育所等訪問支援事業所が設置されていることから、利用促進を図ります。

区分	数値
【目標値】平成32年度末時点の児童発達支援センター設置数	1か所

区分	目標
【目標値】平成32年度末までの保育所等訪問支援体制の構築	実施

2-2 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国 の 考え方

平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保。

宮代町の考え方

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置については、広域での整備も認められていることから、地域自立支援協議会の構成市町と連携し、整備を検討します。

区分	数値
【目標値】平成32年度末時点の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1か所

区分	数値
【目標値】平成32年度末時点の重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1か所

2-3 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国 の 考 え 方

平成30年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本として設定。

宮代町の考え方

地域自立支援協議会において、設置について検討します。

区分	数値
【目標値】平成30年度末時点の医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置数	1か所

(3) 計画の体系

障害福祉サービス	訪問系サービス	居宅介護
		重度訪問介護
		同行援護
		行動援護
		重度障害者等包括支援
	日中活動系サービス	生活介護
		自立訓練（機能・生活訓練）
		就労移行支援
		就労継続支援（A・B型）
		就労定着支援
		療養介護
		短期入所（福祉・医療型）
	居住系サービス	自立生活援助
		共同生活援助
	相談支援	施設入所支援
		計画相談支援
		地域移行支援
		地域定着支援
障害児通所支援等	障害児通所支援	児童発達支援
		医療型児童発達支援
		放課後等デイサービス
		保育所等訪問支援
		居宅訪問型児童発達支援
	障害児入所支援	福祉型児童入所支援・医療型児童入所支援
障害児相談支援	障害児相談支援	障害児相談支援
		医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

地域生活支援事業	相談支援事業	障害者相談支援事業
		地域自立支援協議会
		基幹型相談支援センター
		成年後見制度利用支援事業
		住宅入居等支援事業
	コミュニケーション支援事業	コミュニケーション支援事業
		日常生活用具給付等事業
		移動支援事業
		地域活動支援センター事業
		理解促進研修・啓発事業
	自発的活動支援事業	自発的活動支援事業
		成年後見制度法人後見支援事業
		手話奉仕員養成研修事業
		任意事業

2. 障害福祉サービス

(1) 障害福祉サービスの現状と今後の見込み

1-1 訪問系サービス

訪問系サービスは第4期中の利用時間数が増加していることもあり、第5期では利用者、利用時間ともに増加を見込んでいます。

①居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

訪問系サービス	第4期実績			第5期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用時間数 (時間/月)	325	357	513	566	592	619
	370	370	376			
利用者数 (人/月)	28	29	32	32	34	36
	27	27	28			

※第4期実績の欄で、上段は実績、下段は第4期計画の見込量を表す

※29年度は8月までの実績

1-2 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、就労継続支援A・B型など第4期中にサービス量が伸びているものもあり、第5期のサービス量は増加を見込んでいるものが多くなっています。第4期で横ばいや事業がなかったものに関しては、第5期も横ばいの見込みとなっています。

①生活介護

生活介護	第4期実績			第5期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数 (人/月)	68	70	70	73	75	77
	73	77	80			
サービス量 (人日分)	1,370	1,405	1,386	1,460	1,500	1,540
	1,460	1,540	1,600			

※第4期実績の欄で、上段は実績、下段は第4期計画の見込量を表す

※29年度は8月までの実績

②自立訓練（機能訓練）

自立訓練 (機能訓練)	第4期実績			第5期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数 (人/月)	1	1	2	2	2	2
	2	2	2			
サービス量 (人日分)	13	8	34	44	44	44
	44	44	44			

※第4期実績の欄で、上段は実績、下段は第4期計画の見込量を表す

※29年度は8月までの実績

③自立訓練（生活訓練）

自立訓練 (生活訓練)	第4期実績			第5期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数 (人/月)	7	5	8	11	11	11
	12	12	12			
サービス量 (人日分)	137	74	120	242	242	242
	264	264	264			

※第4期実績の欄で、上段は実績、下段は第4期計画の見込量を表す

※29年度は8月までの実績

④就労移行支援

就労移行支援	第4期実績			第5期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数 (人/月)	13	18	18	19	21	23
	9	10	10			
サービス量 (人日分)	233	327	300	418	462	506
	198	220	220			

※第4期実績の欄で、上段は実績、下段は第4期計画の見込量を表す

※29年度は8月までの実績

⑤就労継続支援（A型）

就労移行支援 (A型)	第4期実績			第5期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数 (人/月)	10	15	11	13	15	17
	6	6	6			
サービス量 (人日分)	179	261	211	286	330	374
	132	132	132			

※第4期実績の欄で、上段は実績、下段は第4期計画の見込量を表す

※29年度は8月までの実績

⑥就労継続支援（B型）

就労移行支援 (B型)	第4期実績			第5期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数 (人/月)	39	41	42	44	46	48
	39	40	41			
サービス量 (人日分)	717	745	775	880	920	960
	780	800	820			

※第4期実績の欄で、上段は実績、下段は第4期計画の見込量を表す

※29年度は8月までの実績

⑦就労定着支援（新規）

就労定着支援	第4期実績			第5期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数 (人/月)				6	7	8

⑧療養介護

療養介護	第4期実績			第5期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数 (人/月)	3	3	3	3	3	3
	4	6	7			

※第4期実績の欄で、上段は実績、下段は第4期計画の見込量を表す

※29年度は8月までの実績

⑨短期入所（福祉型）

短期入所 (福祉型)	第4期実績			第5期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数 (人/月)	8	8	8	10	11	12
	8	9	10			
サービス量 (人日分)	100	92	113	120	132	144
	120	135	150			

※第4期実績の欄で、上段は実績、下段は第4期計画の見込量を表す

※29年度は8月までの実績

⑩短期入所（医療型）

短期入所 (医療型)	第4期実績			第5期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1
サービス量 (人日分)	0	0	0	5	5	5

⑪自立生活援助（新規）

自立生活援助	第4期実績			第5期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数 (人/月)	/	/	/	1	2	2

1-3 居住系サービス

居住系サービスについては、第4期中のサービス量の実績から、第5期中はほぼ、横ばいを見込んでいます。

①共同生活援助

共同生活援助	第4期実績			第5期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数 (人/月)	18	18	18	20	21	23
	13	14	15			

※第4期実績の欄で、上段は実績、下段は第4期計画の見込量を表す

※29年度は8月までの実績

②施設入所支援

施設入所支援	第4期実績			第5期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数 (人/月)	42	41	42	43	43	43
	44	44	44			

※第4期実績の欄で、上段は実績、下段は第4期計画の見込量を表す

※29年度は8月までの実績

1-4 指定相談支援

指定相談支援については、第5期中の見込み量はほぼ、横ばいを見込んでいます。

①指定相談支援

指定相談支援	第4期実績			第5期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画相談支援 (人/月)	19	23	24	30	33	35
	17	112	56			
地域移行支援 (人/月)	1	0	2	2	2	2
	2	3	3			
地域定着支援 (人/月)	2	2	2	3	3	3
	5	7	10			

※第4期実績の欄で、上段は実績、下段は第4期計画の見込量を表す

※29年度は8月までの実績

3. 障害児通所支援等

(1) 障害児通所支援等の現状と今後の見込み

・障害児通所支援等の見込み量は以下のとおりです。医療型児童発達支援などサービスを見込んでいないものもありますが、新規事業なども含め、おおむね増加を見込んでいます。

①児童発達支援

児童発達支援	第4期実績			第5期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数 (人/月)	5	7	7	15	15	15
サービス量 (人日分)	51	62	44	159	159	159

②医療型児童発達支援

医療型 児童発達支援	第4期実績			第5期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
	1	1	1			
サービス量 (人日分)	0	0	0	0	0	0
	22	22	22			

③放課後等デイサービス

放課後等 デイサービス	第4期実績			第5期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数 (人/月)	18	23	28	30	35	40
サービス量 (人日分)	181	233	325	327	381	436

④保育所等訪問支援

保育所等訪問支援	第4期実績			第5期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	2
サービス量 (人日分)	0	0	0	3	3	6

⑤居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型 児童発達支援	第4期実績			第5期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数 (人/月)				1	1	2
サービス量 (人日分)				3	3	6

⑥福祉型児童入所支援

福祉型 児童入所支援	第4期実績			第5期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数 (人/月)				0	0	0

⑦医療型児童入所支援

医療型 児童入所支援	第4期実績			第5期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数 (人/月)				0	0	0

⑧障害児相談支援

障害児相談支援	第4期実績			第5期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数 (人/月)	2	4	7	11	12	14

⑨医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

コーディネーターの配置人数	第4期実績			第5期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数 (人/月)				検討	検討	1

(2)障害福祉サービス及び障害児通所支援等の必要な見込量の確保のための方策

障害福祉サービス及び障害児通所支援等の目標値の達成及び福祉サービスの必要な量の確保するため、下記の事業を実施し、福祉サービスの提供体制の充実を進めます。

確保のための方策

施策2-1-2①相談の一元化	
現況	今後の方針
近隣市町との広域的な連携に基づき委託により実施	充実 ・基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制を強化する。

施策2-1-2③相談支援におけるケアマネジメント機能の充実	
現況	今後の方針
相談支援事業者に相談支援専門員を配置	充実 ・医療的ケア児に対する支援を調整するコーディネーターの配置

施策1-2-3②地域自立支援協議会の実施	
現況	今後の方針
地域課題の抽出、解決のための定例会、運営会議、部会の開催	継続

施策3-2-2①施設入所・グループホーム等の整備誘導	
現況	今後の方針
事業者等への情報提供の実施	充実 ・空家、空室等を利用した事業の検討

施策 3-3-1 ①障がい福祉サービスの確保	
現況	今後の方針
・事業者等への情報提供の実施 ・超重症心身障がい児の短期入所等施設へ助成の実施	継続

施策 6-1-1 ①就労支援センター等の充実	
現況	今後の方針
市町間の協定により久喜市就労支援センターにて就労支援を実施	継続

施策 6-1-2 ②福祉施設等の受注機会の拡大	
現況	今後の方針
障害福祉サービス事業所へ郷土資料館、保健センターの清掃業務を発注等隨時実施	継続

4. 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、障がいのある人及び障がいのある児童が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた事業を市町村が実施するものです。

事業実施が必須とされている事業のほか、市町村の判断により任意に必要な事業を実施することができます。

(1) 必須事業

1-1 必須事業の現状・今後の見込みと見込確保の方策

①理解促進研修・啓発事業

障がいや、障がい者等の理解を深めるため啓発資料の配布や研修、イベントを行います。

	第5期見込み		
	30年度	31年度	32年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施

確保の方策

①障がいに対する意識の向上・活動できる機会の充実

現況	今後の方針
障害者週間に「こころをつなぐ展示会」を開催	継続

②広報紙・パンフレットの発行

現況	今後の方針
広報紙発行部数 12,500部×12か月	継続

③町のホームページの活用	
現況	今後の方針
ホームページアクセス数 約 60 万件 ツイッターフォロワー数 2,285 件	継続

④講演会・イベントを通じた啓発	
現況	今後の方針
適宜開催	継続

②自発的活動事業

障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

	第5期見込み		
	30年度	31年度	32年度
自発的活動支援事業	実施	実施	実施

確保のための方策

①障がい者団体・家族会の活動支援	
現況	今後の方針
自発的活動への助成 平成 28 年度 2 団体	継続

③相談支援事業

障がい者やご家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供等や、権利擁護のために必要な援助を行います。相談支援事業は、幸手市・蓮田市・白岡市・宮代町・杉戸町の広域事業として実施します。

相談支援事業	第4期実績			第5期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
相談支援事業所 (委託箇所)	5	5	5	3	3	3
	5	5	5			
基幹相談支援セ ンター	検討	検討	検討	実施	実施	実施
	検討	検討	実施			
基幹相談支援セ ンター等機能強 化事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援 事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※第4期実績の欄で、上段は実績、下段は第4期計画の見込量を表す

確保の方策

①相談の一元化

現況	今後の方針
近隣市町との広域的な連携に基づき委託により実施	充実 ・基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制を強化する。

②相談支援事業

現況	今後の方針
相談支援事業 平成28年度 延べ利用者 1,012人	継続

③住宅入居等支援事業

現況	今後の方針
相談支援事業所に委託実施	継続

④成年後見制度利用支援事業

障がい者の権利擁護のために、成年後見制度を利用することが有効である知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の町長による成年後見審判の申立てを行うほか、成年後見人等への報酬に対する費用助成を行います。

成年後見制度利用 支援事業	第4期実績			第5期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用件数 (件/月)	2	2	未確定	1	1	1
	2	2	3			

※第4期実績の欄で、上段は実績、下段は第4期計画の見込量を表す

確保のための方策

①成年後見制度の利用支援

現況	今後の方針
<ul style="list-style-type: none"> 制度について町HPで周知 町申し立てによる成年後見制度実施 成年後見等への報酬助成人数 2人	継続

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。

	第5期見込み		
	30年度	31年度	32年度
成年後見制度法人 後見支援事業	検討	検討	検討

確保のための方策

成年後見人の支援が必要な障がい者、高齢者に対し、適切な支援ができるよう、事業のあり方、制度の構築等を検討していきます。

⑥意思疎通支援事業支援事業

聴覚、言語機能等意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行います。

意思疎通支援事業 支援事業	第4期実績			第5期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
手話通訳者 派遣事業（人/年）	36	13	未確定	18	23	23
	24	28	32			
要約筆記者 派遣事業（人/年）	1	2	未確定	2	2	2
	1	1	1			
手話通訳者 設置事業（箇所）	0	0	未確定	0	0	0
	0	1	1			

※第4期実績の欄で、上段は実績、下段は第4期計画の見込量を表す

確保の方策

①意思疎通支援事業	
現況	今後の方針
平成28年度 利用人数 16件	継続

⑦日常生活用具給付等事業

在宅の障がい者等に対し、日常生活用具の購入及び住宅改修に要した費用について日常生活用具等費の給付を行います。

日常生活用具給 付等事業	第4期実績			第5期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
介護訓練支援 用具（件/年）	0	0	未確定	2	2	2
	8	8	9			
自立生活支援 用具（件/年）	7	3	未確定	5	5	5
	5	5	5			
在宅療養等支援 用具（件/年）	2	1	未確定	2	2	2
	1	1	1			
情報・意思疎通支 援用具（件/年）	1	6	未確定	4	4	4
	2	2	2			
排泄管理支援 用具（件/年）	98	100	未確定	110	120	130
	130	140	150			
居宅生活動作補 助用具（件/年）	1	3	未確定	2	2	2
	1	1	1			

※第4期実績の欄で、上段は実績、下段は第4期計画の見込量を表す

確保のための方策

①日常生活用具給付等事業

現況	今後の方針
平成 28 年度 利用人数 492 件	継続

⑧手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話をを行うのに必要な手話を習得するための研修を実施します。

	第 5 期見込み		
	30 年度	31 年度	32 年度
手話奉仕員養成研修事業 (人/年)	10	0	10

確保のための方策

④社会参加促進事業（奉仕員養成研修事業）

現況	今後の方針
平成 28 年度 手話奉仕員養成講座 (基礎課程) の実施	継続

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に、外出のための支援を行います。

移動支援事業	第 4 期実績			第 5 期見込み		
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
利用者数 (人/月)	22	22	未確定	23	24	25
	22	22	23			
サービス量 (時間/月)	202	227	未確定	230	240	250
	231	231	246			

※第4期実績の欄で、上段は実績、下段は第4期計画の見込量を表す

確保のための方策

①移動支援事業

現況	今後の方針
平成 28 年度 延べ利用人数 529 人	継続

⑩地域活動支援センター事業

障がい者等が通所し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターの充実に努めます。

地域活動支援セ ンター事業	第4期実績			第5期見込み		
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者数 (人/月)	27	19	未確定	20	20	22
	33	34	35			
宮代町内事業所数 (箇所)	1	1	1	1	1	1
	1	1	1			
宮代町外事業所数 (箇所)	3	3	未確定	4	4	4
	5	5	6			

※第4期実績の欄で、上段は実績、下段は第4期計画の見込量を表す

確保のための方策

①地域活動支援センター事業	
現況	今後の方針
平成28年度 利用人数 19人	継続

(2) 任意事業

事業名	今後3年間の方針	障がい者基本 計画の位置づけ
在宅重度障害者等訪問入浴サービス事業	継続	
更生訓練費・就職支度金支給事業	継続	
知的障害者職親委託事業	継続	
日中一時支援事業	継続	
紙おむつ支給事業	継続	
社会参加促進事業（スポーツ・レクリエーション教室）	継続	
社会参加促進事業（芸術・文化講座）	継続	
社会参加促進事業（点字・声の広報等発行）	継続	
自動車運転免許取得費用・自動車改造費用の助成	継続	
保育所等への巡回相談	充実	